

2 令和5年度活動報告

- (1) 主な活動内容
- (2) 広報活動
- (3) 取締り活動
- (4) 公共事業違反絶無の取組み
- (5) 審査システム等の電子化の推進
- (6) 活動の効果検証

効果的な広報活動 (制度の広報・周知)

- 民間企業団体
 - ・ 各県トラック協会
 - ・ 東海商工会議所連合会
 - ・ 中部経済連合会
- 道路管理者
- 各県警察

効果的な指導取締り

- 道路管理者
 - ・ 中部地方整備局
 - ・ 県、政令市
(その他自治体)
 - ・ NEXCO中日本
 - ・ 名古屋高速
- 各県警察

審査システム等の 電子化の推進

- 道路管理者
 - ・ 中部地方整備局
 - ・ 県、政令市
(その他自治体)
 - ・ NEXCO中日本
 - ・ 名古屋高速

- ・ 特車通行制度不知の解消
- ・ 遵法意識の醸成

- ・ 特車通行許可手続き等の負担軽減・効率化

大型車の適正通行の促進・充実

(1) 主な活動結果

	街頭活動	講習会等	広報媒体活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> 大型車通行適正化に向けた取締り(通年) 【道路管理者・各県警察・運輸局】 	<ul style="list-style-type: none"> 道路情報便覧収録に係る道路管理者説明会 【中部地方整備局、道路管理者】 初任者向け研修会 【三重県】 	<ul style="list-style-type: none"> 過積載防止等大型車通行適正化の啓発に係る会員への案内 【静岡県トラック協会】 X(旧ツイッター)に車両制限令遵守啓発配信 【NEXCO中日本】
5月	<ul style="list-style-type: none"> 春の全国交通安全運動 海コン街頭取締り 【愛知県トラック協会】 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊車両通行確認制度講習会(全ト協) 【各県トラック協会】 	<ul style="list-style-type: none"> 過積載防止啓発のHP掲載、情報板の掲出(通年) 【名古屋高速道路公社】 取締り実施結果ツイッター(通年) 【中部地方整備局】 全日本トラック協会主催の「特殊車両通行制度講習会」をHPで広報 【愛知県トラック協会】 X(旧ツイッター)に車両制限令遵守啓発配信 【NEXCO中日本】
6月		<ul style="list-style-type: none"> 情報便覧収録作業研修会 【静岡県】 特殊車両通行許可事務の担当者研修会 【静岡県】 物流の2024年問題に関する講演会の実施 【愛知県トラック協会・中部運輸局愛知運輸支局・名古屋商工会議所】 車限令違反者講習会 【NEXCO中日本】 	<ul style="list-style-type: none"> 車両制限令順守啓発のHP掲載、SA,PAの情報板にて違反防止の提示(通年) 【NEXCO中日本】 大口利用者への請求書と併せて、車両制限令遵守啓発チラシを送付 【NEXCO中日本】
7月	<ul style="list-style-type: none"> 夏の交通安全運動 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊車両通行許可申請業務研修会 ＜県職員及び市町村職員初任者向け＞ 【愛知県】 	<ul style="list-style-type: none"> 大口利用者への請求書と併せて、車両制限令遵守啓発チラシを送付 【NEXCO中日本】
8月	<ul style="list-style-type: none"> 「道の日」イベントでの啓発パネル展示・チラシ配布 【浜松市】 		<ul style="list-style-type: none"> 申請窓口で大型車適正通行の啓発チラシ配布 【名古屋市】 岐阜県過積載防止連絡協議会でのチラシ配布 【岐阜県トラック協会】 大型車に対する適切な点検整備の実施をチラシを用いて広報 【愛知県トラック協会】
9月	<ul style="list-style-type: none"> 秋の全国交通安全運動 公共事業違反絶無に向けた現場点検 (～12月) 【中部地方整備局、自治体】 	<ul style="list-style-type: none"> トラック事業協同組合講習会 【NEXCO中日本】 車限令違反者講習会 【NEXCO中日本】 	<ul style="list-style-type: none"> 全ト協が制作した点検整備推進運動のチラシを会員へ広報 【愛知県トラック協会】 大口利用者への請求書と併せて、車両制限令遵守啓発チラシを送付 【NEXCO中日本】 X(旧ツイッター)に車両制限令遵守啓発配信 【NEXCO中日本】

(1) 主な活動結果

	街頭PR	講習会等	広報媒体活動
10月	<ul style="list-style-type: none"> 中部地域一斉取締り 【中部地方整備局、NEXCO中日本、名古屋高速】 	<ul style="list-style-type: none"> 特車制度講習会 【愛知県トラック協会】 	<ul style="list-style-type: none"> SNS、HPへの掲載 【岐阜県トラック協会】 大口利用者への請求書と併せて、車両制限令遵守啓発チラシを送付(以降、毎月実施) 【NEXCO中日本】 X(旧ツイッター)に車両制限令遵守啓発配信(以降、毎月実施) 【NEXCO中日本】
11月	<ul style="list-style-type: none"> 海コン街頭取締り 【愛知県トラック協会】 	<ul style="list-style-type: none"> トラック事業共同組合講習会(適宜) 【NEXCO中日本】 物流の2024年問題に関するセミナー(第1回)の実施【愛知県トラック協会・中部運輸局 愛知運輸支局・名古屋商工会議所】 	<ul style="list-style-type: none"> メルマガ・会報誌への掲載 【中部経済連合会】 土曜の日(11/18)に合わせ、SNSにより特車通行制度や特車の安全通行を啓発する内容を投稿 【静岡県】
12月	<ul style="list-style-type: none"> 年末の交通安全運動 	<ul style="list-style-type: none"> 特車制度講習会 【愛知県トラック協会】 物流の2024年問題に関するセミナー(第2回)の実施【愛知県トラック協会・中部運輸局 愛知運輸支局・名古屋商工会議所】 特殊車両通行許可事務の市町担当者研修会 【中部地方整備局・静岡県】 	<ul style="list-style-type: none"> 啓発チラシを会員宛配布 【愛知県トラック協会】 車両制限令違反車両の取締り活動状況のSNS投稿(随時) 【名古屋高速道路公社】
1月			<ul style="list-style-type: none"> 車両制限令遵守啓発懸垂幕設置(2箇所) 【NEXCO中日本】
2月	<ul style="list-style-type: none"> 過積載防止啓発チラシ配布(運送/荷主対象) 【三重県トラック協会】 	<ul style="list-style-type: none"> 特車確認制度説明会【三重県トラック協会】 物流の2024年問題に関するセミナー(第2回)の実施【愛知県トラック協会・中部運輸局 愛知運輸支局・名古屋商工会議所】 	<ul style="list-style-type: none"> HP、SNS、twitterに啓発配信 【愛知県トラック協会】 メルマガ・会報誌への掲載 【名古屋商工会議所】
3月			<ul style="list-style-type: none"> 電光掲示板「過積載防止」啓発 【浜松市】 愛知県過積載防止連絡会議より要請文発信 【運輸局】

○ 講習会等の実施

① 公益財団法人主催の講習会において、建設関係者に対し、特殊車両通行制度について講話を行い、大型車両の適正通行に関する理解を深めるとともに、特殊車両通行確認制度の利用促進を図った。



2023.12.1 名古屋市公会堂

② 三重県トラック協会主催の特殊車両通行確認制度勉強会において、当制度の説明を行い、当制度の利用促進を図った。



2024.2.7 三重県トラック協会

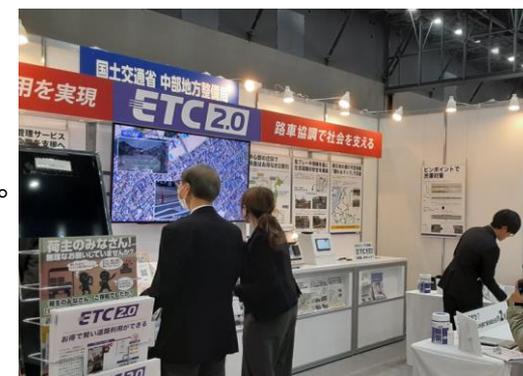
○ 違反動画作成（協力：愛知県トラック協会）

特殊車両に係る主な違反（無許可、車両諸元違反、通行経路違反）の事例動画を実車を用いて作成し、適正化協議会HPに掲載するとともに、協議会委員へ配信し関係者への周知広報を依頼した。



○ 広報活動の実施

中部地方整備局専用ブースにおいてETC2.0の運用例（特車新制度・特車ゴールド制度）の広報及び協議会チラシを配付。



2023.11.23～26日 ITSワールド
2023.12.6～9日 建設技術フェア

SNS、ツイッター、WEBなどでの広報各種活動を情報発信

■ YouTube、Tverへの投稿



概要

道路の適正利用にご協力を！

0

高評価数

995,210

視聴回数

10月12日

2023年

【大型車両の適正通行にご協力を】

国土交通省中部地方整備局からのお願いです。大ききや重さが制限値を超える車両で道路を通行する場合は許可が必要です。許可申請は簡単なオンラインでの手続きもできます。

道路の適正利用にご協力をお願いします。

【関連サイト】

大型車通行適正化について

<https://www.cbr.mlit.go.jp/road/oogat...>

オンライン手続きはこちらをクリック>>

<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

■ 特車取締結果の情報 X (旧twitter)



■ 新聞各紙へ掲載し、特車制度の情報・制度の周知

※ R6.3 業界紙へ掲載予定

トラック運転者 および 荷主 の皆さんは要チェック！走行ルールや 特車申請 をご存じですか？

「**わずかな重量超過でも道路の劣化を早めます！**」

許可無く走ると法令違反!

道路劣化への影響度は、道路にかかる重さの約12倍に比例するという試算もあり、わずかな重量超過でも道路の劣化を早めます。

右記の制限をひとつでも超える場合 **特車車両通行許可申請** (もしくは特車車両通行確認制度) の回答) が必要です。

長さ12m 幅2.5m 高さ3.8m 重さ20t 軸重10t
(その他の車両の最小規格準拠、軸重、間隔軸重、軸重にも制限が定められています)

1 特車違反取締が全国で実施されています。
2 違反確認時には運転者だけでなく荷主の情報も聴取しています。
3 違反者には100万円以下の罰金が科せられる場合があります。

特車車両の通行における違反事例について
<https://www.cbr.mlit.go.jp/road/oogat...>

【事務局】 国土交通省 中部地方整備局 ☎052-953-8178

(2) 広報活動(各委員の活動)

■ 浜松市

○静岡県道路安全協会と連携した「道の日」イベントの開催
道路愛護活動に対する国土交通大臣感謝状伝達式や大型車通行適正化の啓発パネルの展示やチラシ配布を実施。



■ 中日本高速道路(株)

令和5年9月14日、静岡県貨物運送協同組合にて車両制限令についての講習会を実施し、大型車通行許可に関する理解を深めた。



■ 中部経済連合会

○メルマガでの周知協力
会員(約1,350社)へメルマガにて「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会HP」の改定案内(違反動画掲載)を配信し周知を図った。

【活動時期】
令和5年11月7日

■ 名古屋商工会議所

○メルマガでの情報発信
大型車通行適正化を目的とした啓発メッセージとともに大型車通行適正化啓発ビデオにアクセスできるURLをメルマガに掲載

【活動時期】
令和6年2月7日

■ 静岡県トラック協会

○事業者を対象とした講習会の実施
会員事業者を対象に特殊車両通行制度の基本的な内容について、理解を深めることを目的とした講習会を実施

【活動時期】
令和5年5月12日

■ 三重県トラック協会

○特殊車両通行確認制度の講習会
特殊車両通行確認制度の利用促進を図るため、当制度の概要及びシステムに対する講習会を開催し理解を深めた。

実施
【活動時期】
令和6年2月7日

(3) 取締り活動(中部地域一斉取締り)

中部地域一斉取締り

【中部地方整備局、中部運輸局、高速道路各社、警察で連携して同時実施】

無許可や条件違反、積載超過車両を一掃
中部地域13箇所で一斉取締りを実施

計測台数33台 違反検挙台数11台
(措置命令4台、警告7台)

- 令和5年10月11日(水) 13:30 ~ 15:30
- 6県、13箇所の国道及び高速道路等



事務所名	路線	場所	取締基地名
① 多治見砂防国道事務所	国道19号上	岐阜県土岐市泉町大字河合字七反田内	土岐車両重量計測所
② 岐阜国道事務所	国道21号下	岐阜県不破郡垂井町地内	垂井チェーン着脱所
③ 高山国道事務所	国道41号下	岐阜県高山市久々野町長淀字曲り洞地内	久々野車両計量所
④ 静岡国道事務所	国道1号上下	静岡県藤枝市内	谷稲葉うぐいすPA
⑤ 浜松河川国道事務所	国道1号上	静岡県掛川市内	道の駅掛川
⑥ 名古屋国道事務所	国道1号上	愛知県岡崎市舞木町字野添地内	岡崎車両計量所
⑦ 飯田国道事務所	国道19号下	長野県木曾郡木曾町日義地内	宮ノ越チェーン着脱場
⑧ 北勢国道事務所	国道25号上	三重県伊賀市守田町地内	守田基地
⑨ NEXCO中日本(東京)	東名	静岡県袋井市山科地内	袋井IC入口
⑩ NEXCO中日本(東京)	東名	静岡県浜松市東区流通元町地内	浜松IC入口
⑪ NEXCO中日本(名古屋)	名神	岐阜県不破郡関ヶ原町地内	関ヶ原IC入口
⑫ NEXCO中日本(名古屋)	東名	愛知県岡崎市大平町地内	岡崎IC入口
⑬ 名古屋高速道路公社	11号線	愛知県小牧市内	大山川料金所



取締り場所	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	計
測定台数	2	2	5	2	1	2	2	2	5	5	3	2	0	33
措置命令	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	-	4
指導警告	0	1	1	1	1	0	1	2	0	0	0	0	-	7

○全13箇所、測定台数33台、違反車両11台(措置命令4台、指導警告7台)

(3) 取締り活動(現地取締り・街頭指導)

■ 中部地整取締り結果(令和6年1月末)

実施年度	実施回数	測定台数	違反台数							
			無許可	通行許可制度					通行条件違反	許可証不携帯
				連結違反	許可経路違反	車両諸元違反	無許可扱い			
令和4年度	71	145	54	30	2	7	10	0	5	
		%	37.2	55.6	3.7	13.0	18.5	0.0	9.3	
令和5年度(R6.1末)	72	159	64	32	4	8	6	0	14	
		%	40.3	50.0	6.3	12.5	9.4	0.0	21.9	

■ 中日本高速道路(株)

○ 車両制限令取締りにおける効率的取り組み

① 現地取締

データ分析により、利用頻度の高いIC(浜松IC・浜松浜北IC)や通行時間帯で取締りを実施。

② 本線型軸重計取締り

管内10カ所の本線型自動計測装置を用いて軸重超過車両の捕捉。



■ 現地取締りの様子

<中日本高速道路(株)名古屋支社>



<名古屋高速道路公社>



<岐阜県警察本部・中部運輸局>



■ その他の現地取締り活動

<静岡県警察本部>

○ 過積載取締り強化期間の実施

静岡県下において過積載集中取締りを実施し、127台の重量測定を行い、9件の違反を検挙した。(実施期間: 令和5年11月7日~11月9日)

<三重県警察本部>

○ 高速道路(伊勢湾岸道)における現地取締り

中日本ハイウェイパトロール名古屋(株)とともに車両制限令違反車両の取り締まりをみえ川越ICにおいて実施。

(実施期間: 令和5年3月27日)

(4) 公共事業違反絶無の取組み

公共工事における特殊車両通行許可の確認等一斉点検の実施

令和3年8月版

第1編 共通編

第1章 総則

特仕1-1-1-33 交通安全管理

6. 通行許可

- 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般の制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、**施工計画書**に記載しなければならない。
- 受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。
また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

工事計画の打ち合わせ段階から ＜ チェックと指導を ＞



各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。

確認項目	回答欄
2. 許可証の確認	
1) 建設機械、資材の運搬にあたり、通行許可の手続きがされている。	
① 許可証もしくは申請書が確認できる	
② 下請が手続きを行っていることを元請が確認している	
③ 運搬予定日の概ね2～3ヶ月前の申請日であることを確認している	
2) 運搬日に有効な特殊車両許可証を取得している。	
① 運搬（予定）日が許可証の有効期限内である	
3) 運搬計画どおりの許可証である。	
① 対象資材と許可証の積載貨物の品名が一致している	
② 積載重量と車両重量の和が許可証の総重量以下となっている	
③ 積載物の寸法が許可証の寸法以下となっている	
④ 運搬計画に許可条件が反映されている	
3. 運搬車両の通行(運搬)方法の確認	
1) 運搬車両が許可証に記載された車両番号及び積載重量以下である。	
① 許可証に記載されている車両番号である（トラクター等は、トラクタとトラクターの両方確認）	
② 積載重量と車両重量（自重+乗員）の和が許可証の総重量以下である	
③ 積載重量が車検証の最大積載量以下である（道路運送車両法）	
2) 運搬経路が許可証に記載された通行経路である。	
① 主な路線（国道、主要地方道、C・D条件区間等）の通行が確認できる	
② 通行経路途中の休憩場所、交差点が確認できる（起終点のみは不可）	
3) 運搬日が許可証に記載された有効期限内である。	
① 運搬日が、タグラフ、写真データ等から確認できる	
3) 運搬条件が許可証に記載された条件（誘導車、夜間）で走行している。	
① 許可条件に基づき誘導車を配置していることが確認できる	
② 許可条件に指定された通行時間帯に運搬していることが確認できる	

● 特殊車両通行許可制度に関する確認

(国道事務所用)

工事名	点検日

各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。

確認項目	回答欄

1. 施工計画書の確認

1) 建設機械、資材の運搬にあたり、一般の制限値を超える車両(以下、特車)の有無が記載されているかを確認する。

- ① 「指定機械」、「主要船舶・機械」、「主要資材」に特車の記載がある
- ② 「交通管理」に特車運搬資材一覧表がある

2) 特車に関する対応方針が記載されているかを確認する。

- ① 対応方針（法令遵守、下請、納入・運搬業者への指導等）の記載がある

3) 運搬資材ごとに、運搬計画が作成され、運搬車両の確認方法及び確認頻度(資材ごと)が記載されているかを確認する。

- ① 運搬計画に必要な項目（追特記載項目）が整理されている
- ② 整理した項目に対して、確認方法が記載されている
- ③ 整理した項目に対して、確認頻度が記載されている

【整理すべき項目】

- ・ 項目毎に、有・無を確認する
- ・ 一部でも確認できない場合は「無」とする

項目	運搬計画	確認方法	確認頻度
運搬資材	有・無	有・無	有・無
車種区分	有・無	有・無	有・無
車両番号	有・無	有・無	有・無
車両諸元	有・無	有・無	有・無
積載重量	有・無	有・無	有・無
積載限度重量	有・無	有・無	有・無
通行経路	有・無	有・無	有・無
許可証の有効期間	有・無	有・無	有・無
通行条件等	有・無	有・無	有・無

裏面へ続く

(4) 公共事業違反絶無の取組み

■ 対象工事

令和5年9月1日から同年12月31日(原則)の期間において特殊車両の通行が関わる工事

■ 点検件数

- ・ 中部地方整備局:主任監督員毎に1工事
- ・ 自治体等:自治体又は高速道路会社毎に1工事

■ 点検内容

- ・ 施工計画書への記述状況
- ・ 許可証の有無及び内容
- ・ 運行記録、確認状況の記録等

■ 点検結果

箇所数	中部地方整備局	自治体等	総計
点検箇所	70	17	87
是正指導(箇所)	9	3	12

主な是正指導内容

- ・ 運搬資機材ごとに運搬計画が作成されていない。
- ・ 施工計画書に確認方法・頻度が記載されていない。
- ・ 施工計画書に特車に関する対応方針が記載されていない。
- ・ 運搬計画に許可条件が記載されていない。
- ・ 運搬計画どおりに運行していたことを確認した記録がない。

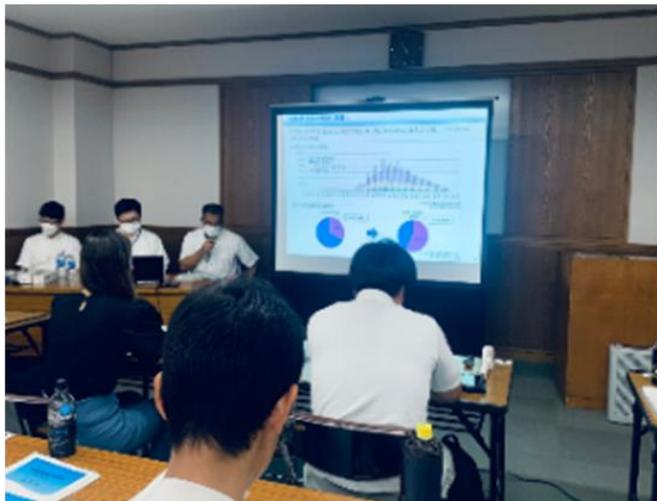
法令違反はないが、適正運行に係る管理意識が不十分な点が見受けられた。

発注者による管理監督を徹底し、継続して実施する必要がある。

(5) 審査システム等の電子化の推進

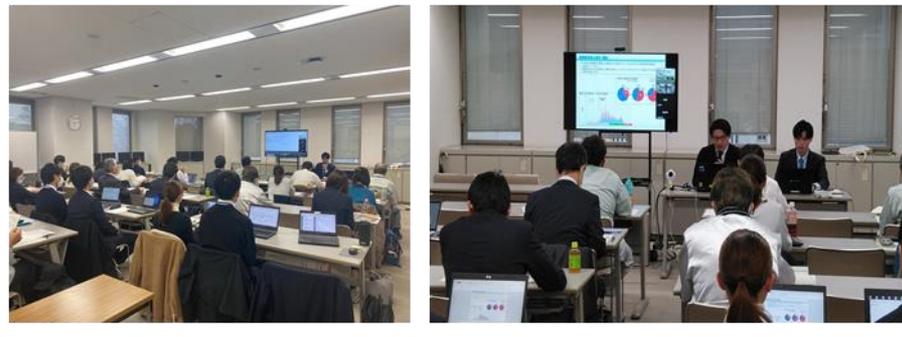
■ 特殊車両通行許可申請業務研修会【愛知県】

令和5年7月25日、特車業務3年未満の県、市町村及び愛知県道路公社職員を対象に特殊車両通行許可制度及び審査業務について研修会を実施し、審査業務のスキルアップを図った。



■ 特殊車両通行許可事務の市町担当者研修【静岡県】

令和5年12月15日、各市町村の特殊車両通行許可事務手続きに関する担当者を対象に、審査事務に関する講義と課題に対する意見交換と解決策の提案を実施した。



■ 道路情報便覧収録の強化

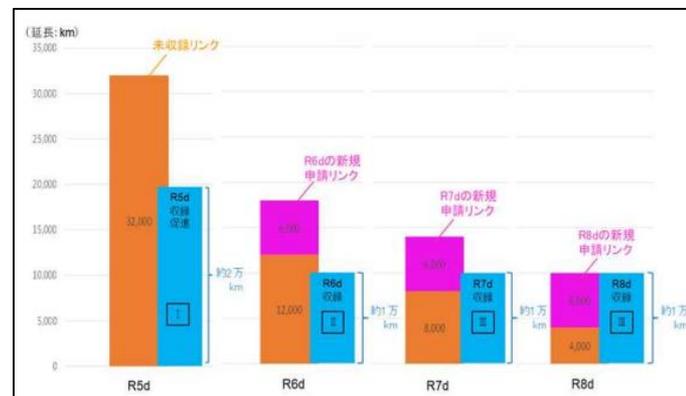
＜国の方針＞

・道路情報が電子化されていない道路のうち、重点的に電子化すべき経路を特定し、R8年度までに概成

※ 重点的に電子化すべき経路

- ・ H30～R2年度の3年間のうち2か年以上申請があった区間(約2万km)
- ・ 毎年新たに発生する未収録経路(年間6,000km)

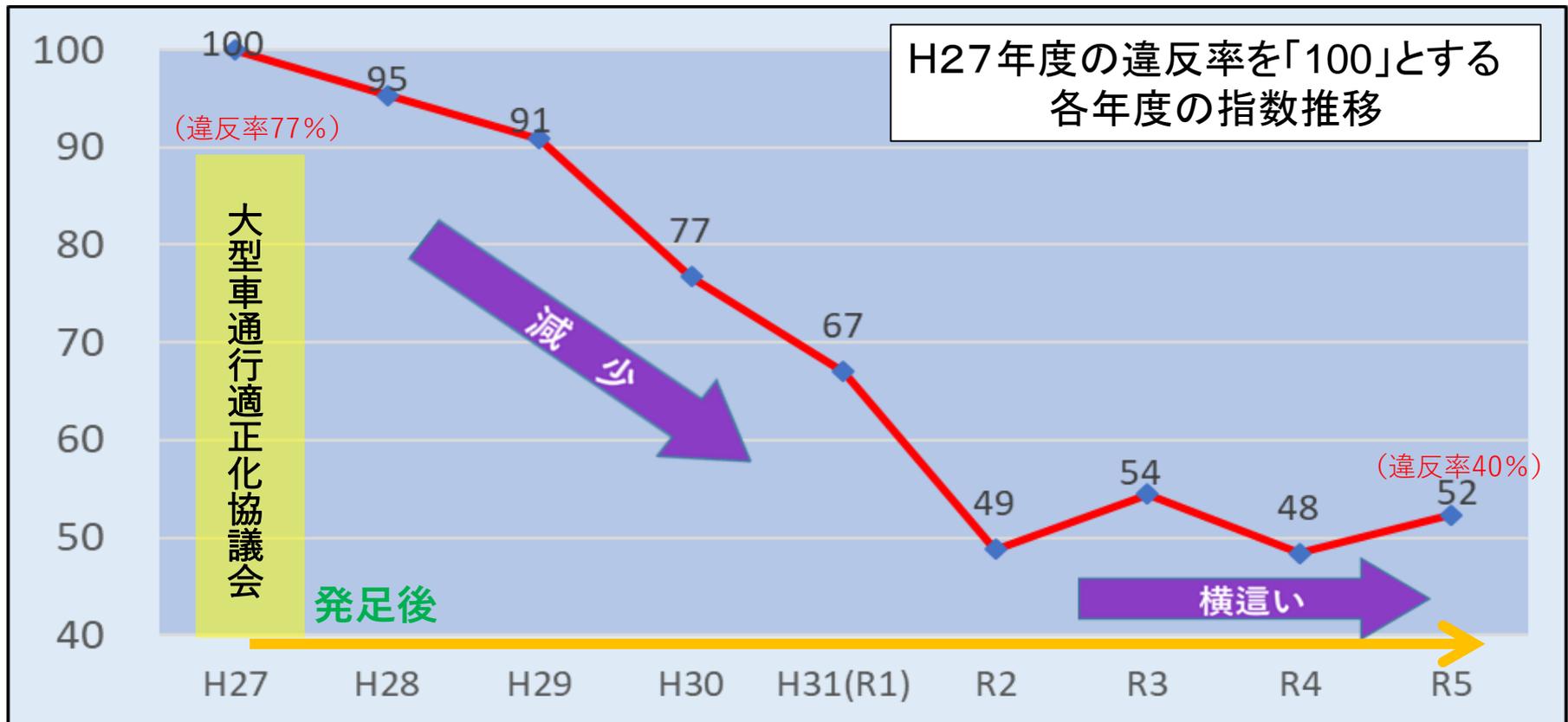
(出典: 第23回物流小委員会(R5.7))



(6) 活動の効果検証 (現地取締り結果の分析)

- 協議会発足後、取締強化の法整備と関係機関の取組みを行い違反率は大幅に減少したが、令和2年度以降、違反率は横這い傾向にある。
- 更なる違反率の減少を図る広報手段等の検討が必要

現地取締りにおける違反率の推移



※ 違反率 = 計測台数に対する違反台数の割合

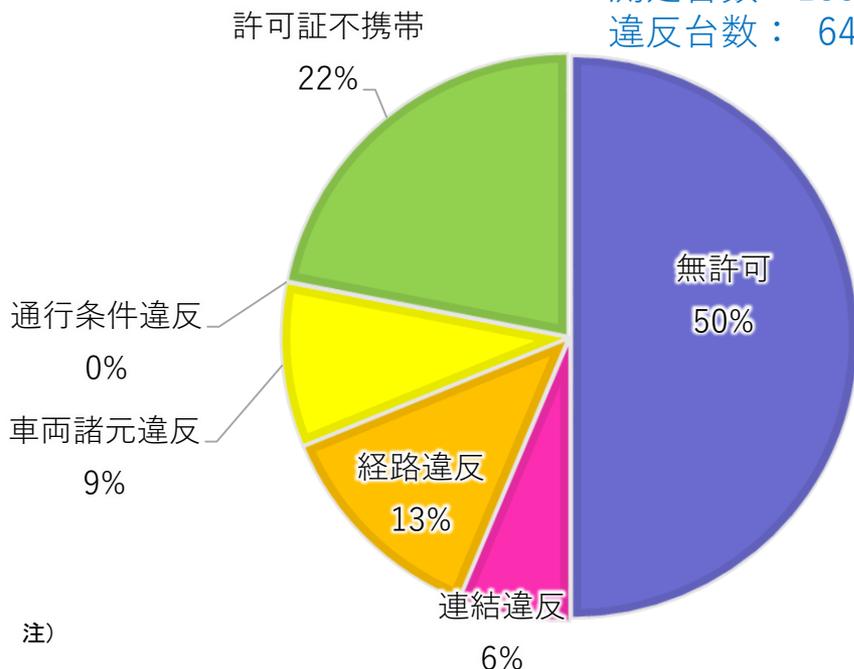
(6) 活動の効果検証 (現地取締り結果の分析)

- 今年度(R6.1末)は現地取締りで159台測定し、64台の車両に対して警告・措置命令を行った。
- 違反内容は、無許可が半数を占め、次いで許可証不携帯が約2割とやや増加傾向。
- 道路を劣化させる要因となりうる無許可や許可内容に対する違反は、令和2年度以降やや減少傾向にある。

中部地整における現地取締りの違反内容

◆違反の割合 (令和5年度)

実施回数： 72回
測定台数： 159台
違反台数： 64台

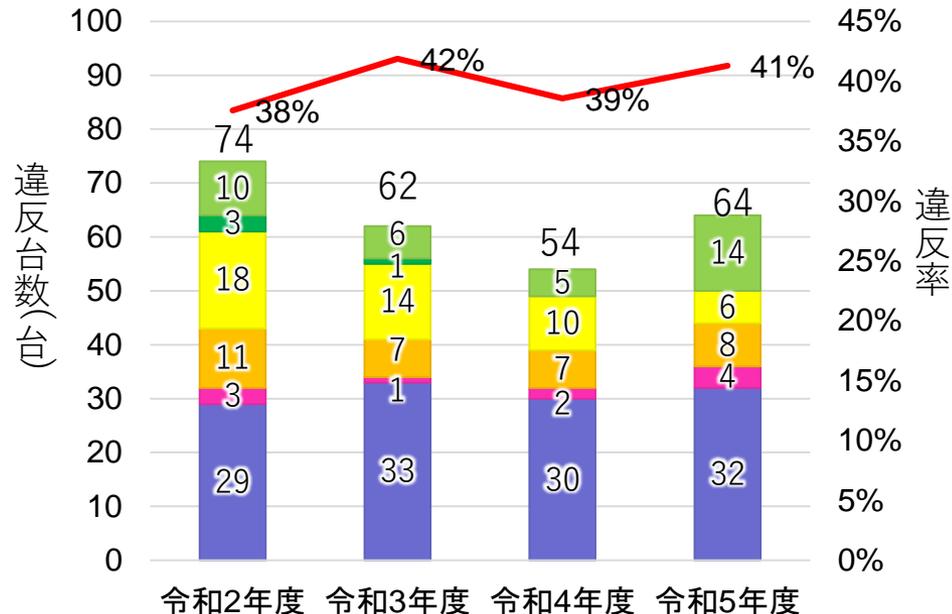


注)

無許可 : 許可申請手続きを一切していない。
 連結・経路・車両諸元・通行条件違反 : 許可を取得しているものの、許可内容に違反している。
 許可証不携帯 : 許可を取得しているものの、許可証を携帯していない。

※令和6年1月末現在

◆違反台数の推移



■ 無許可 ■ 連結違反 ■ 経路違反
 ■ 車両諸元違反 ■ 通行条件違反 ■ 許可証不携帯
 — 違反率

※違反率：違反台数/測定台数

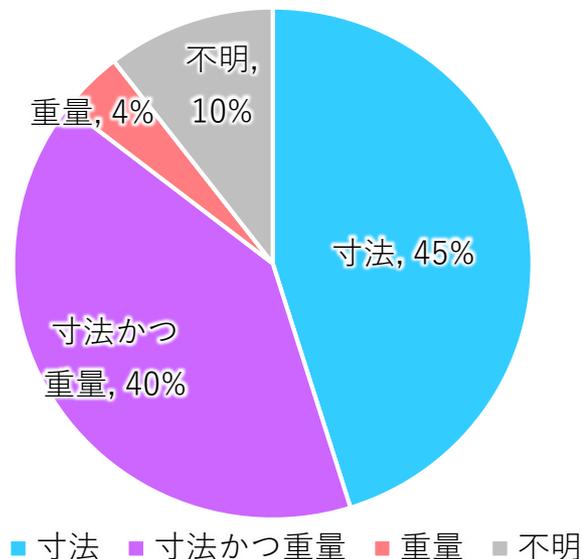
(6) 活動の効果検証 (現地取締り結果の分析)

- 違反内容が無許可の車両のうち、約9割近くが”寸法超過”に関わる違反となっている。
- 寸法超過の無許可車両のうち約4割が空荷(積荷なし)であり、寸法超過における制度の周知、遵法意識の醸成が必要。

中部地整における現地取締り違反内容

※令和2年～5年度 (令和6年1月末現在)

◆無許可車両の違反諸元の内訳

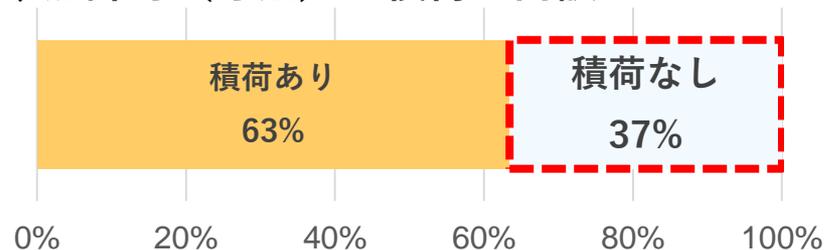


◆無許可 (寸法) の主な車両

トレーラ	寸法	重量かつ寸法	総計
海コン	22	3	25
一般セミ (あおり型)	4	11	15
一般セミ (バン型)	8	8	16
一般セミ	6	6	12
一般セミ (コンテナ用)	5	4	9
一般セミ (スタンション型)	2	6	8
一般セミ (タンク型)	3	4	7

違反の諸元	R2	R3	R4	R5	総計
寸法	13	17	10	16	56
寸法かつ重量	11	14	12	13	50
重量	2	2	1	0	5
不明	3	0	7	3	13
総計	29	33	30	32	124

◆無許可 (寸法) の積荷の内訳



注) 無許可 : 許可申請手続きを一切していない限度超過車両。

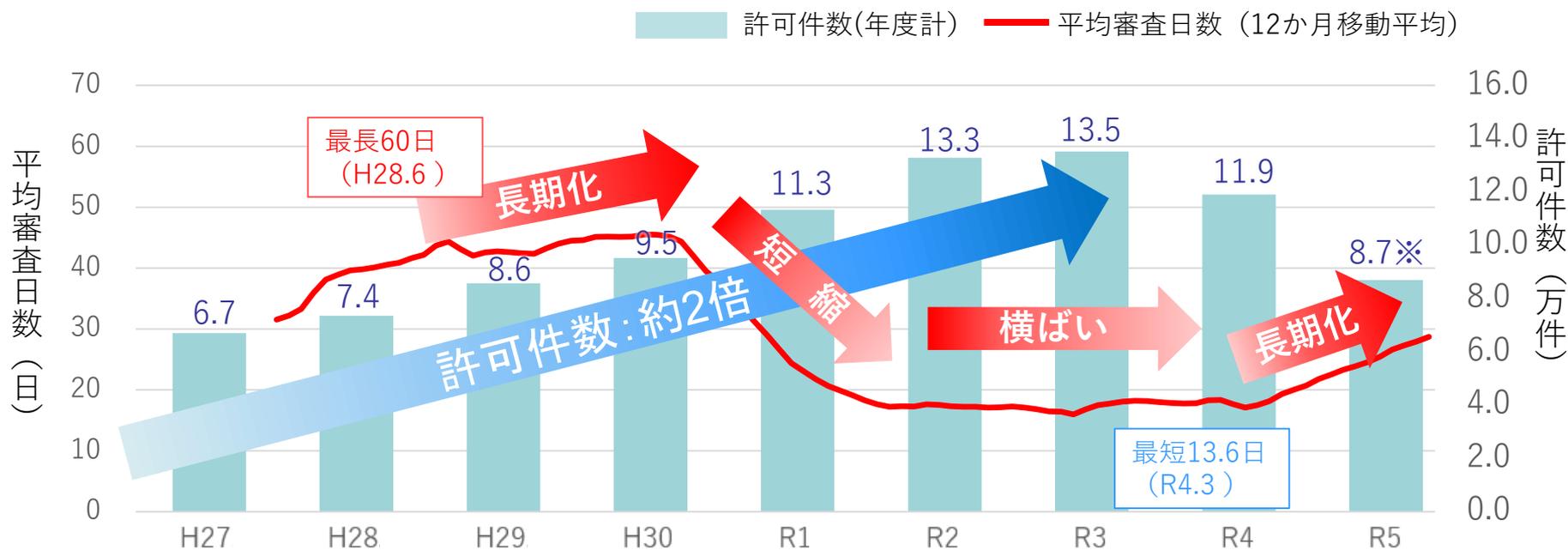
(6) 活動の効果検証 (審査日数等)

- 協議会発足後、特殊車両通行許可はH27からR3までに約2倍に増加。
- 審査業務処理の改善、道路情報便覧の電子化等に取り組んだ結果、R2にはH29当時の半分以下の審査日数を実現したが、令和5年には再度長期化へ転じた。

【長期化への対策】※ 道路情報便覧の収録強化

- 協議なし案件の増加により、審査負担の低減を図る。
- 特殊車両通行確認制度への移行促進により、申請数の減少を図る。

中部地整管内の許可件数と審査日数の推移



※R5年度はR5.4~R6.1までの10か月

(6) 活動の効果検証(物流関係者向けWebアンケート)

【アンケート結果】

- 道路の老朽化問題の認知度は約3割
- 大型車の通行適正化に係る法令に関する認知度は約6割。
- オンライン申請や特殊車両通行確認制度の認知度は約2割。
昨年度と比較すると認知度はやや増加傾向だが**全体的に低い傾向**。
- 重量超過車両の違法な走行実態等の効果的な周知方法として、
「SNSによる情報提供」や「ラジオCM」「新聞広告」等の意見を確認。
- 情報提供媒体として、LINEやYouTube等を利用する割合が高いため、
SNSの広告利用や動画コンテンツを作成することも有効と考えられる。



- 現在の取り組み（新聞広告やSNSなどの広報活動）を継続し、荷主や運送事業者への遵法意識の醸成を図る。
- 特殊車両通行確認制度の広報活動や道路情報便覧の収録などの電子化を継続することで、特殊車両通行確認制度の利用や特車審査の迅速化を促し、申請負担の軽減を図る。

(6) 活動の効果検証(物流関係者向けWebアンケート)【参考1】

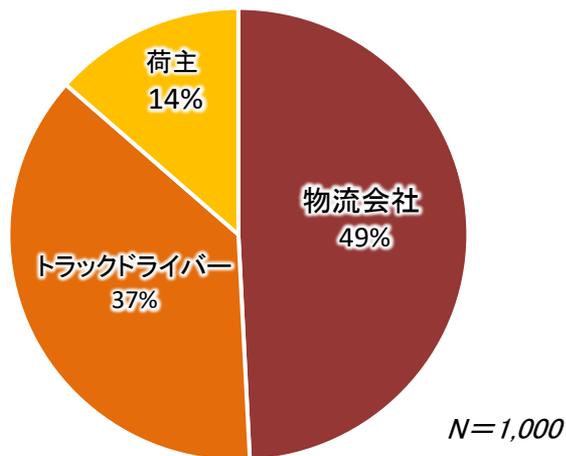
大型車の通行適正化に係る法令の知識や特車申請、特車違反の取締に係る認知度を問うアンケートを実施(R5.11月実施)

サンプル数: 1,000人

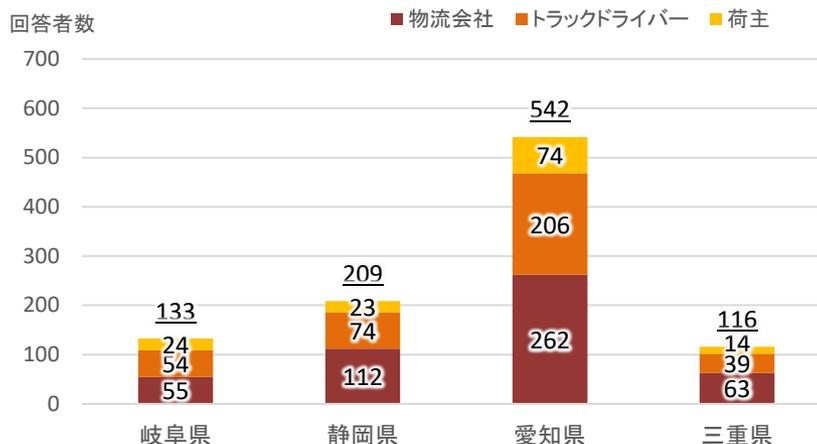
設問内容: 大型車両通行適正化と特車申請、道路構造の保全に関する事項等

回答者の属性: (岐阜、静岡、愛知、三重県在住者で、物流関係の仕事に従事されている方)

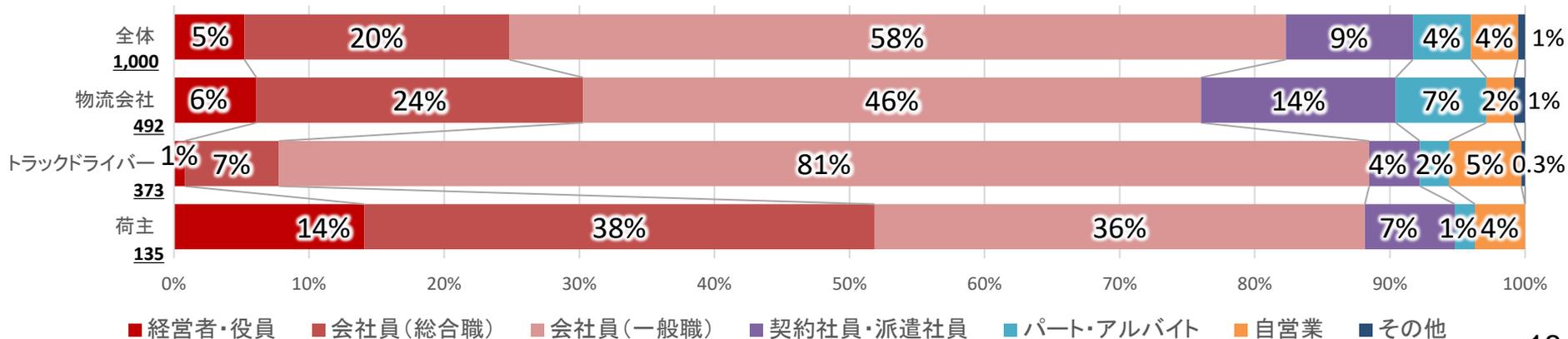
◆物流関係者の内訳



◆地域別の回答者数



◆職種の内訳

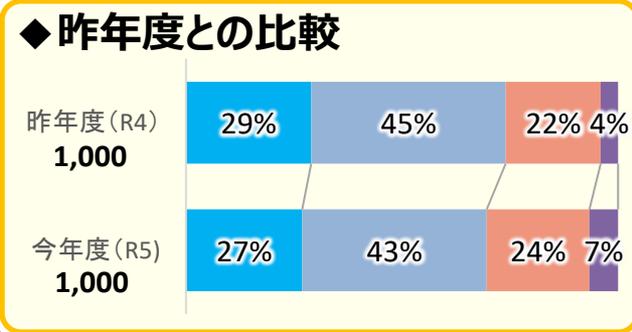
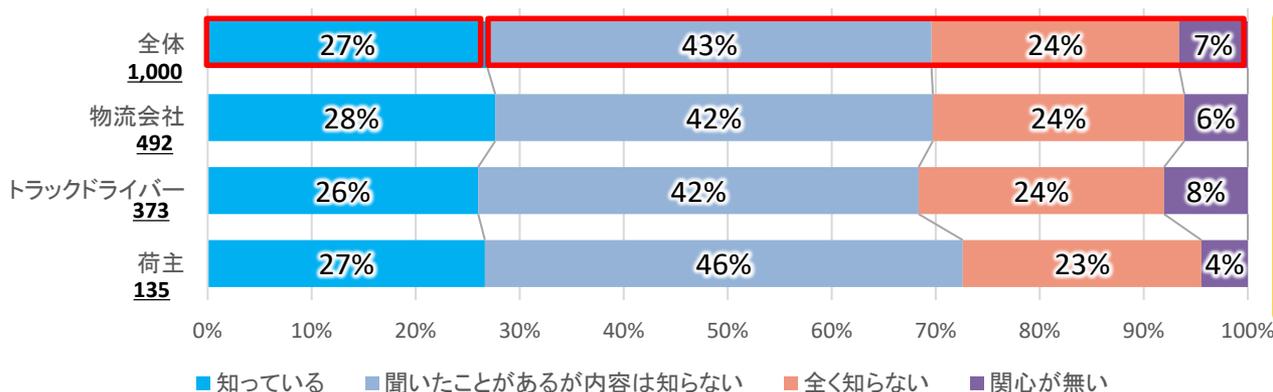


(6) 活動の効果検証(物流関係者向けWebアンケート)【参考2】

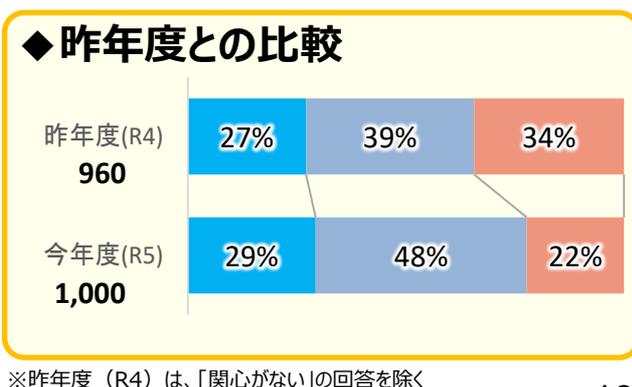
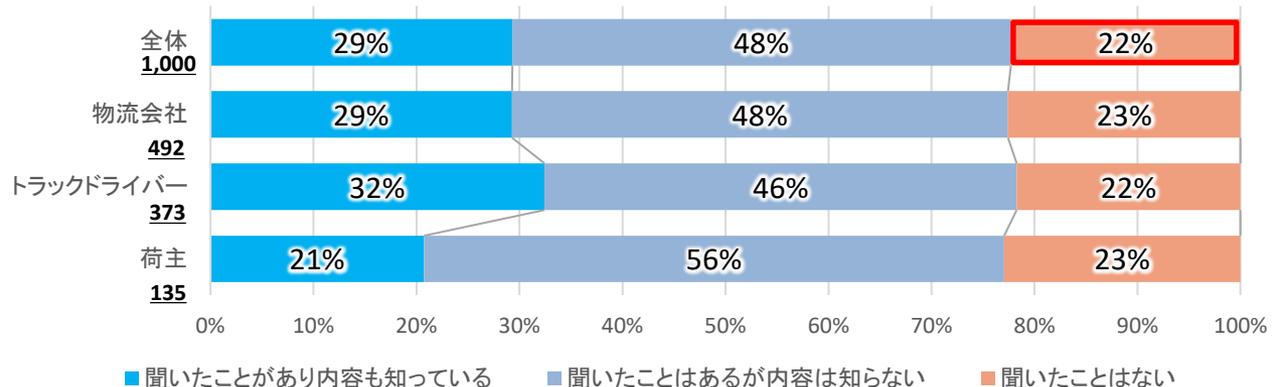
- 道路(橋梁含む)等が老朽化している問題について全体の27%が「知っている」と回答。
- 「聞いたことがあるが内容は知らない」「全く知らない」「関心がない」と回答した割合は全体で73%であった。
⇒道路(橋梁含む)等の老朽化問題の内容を含めた広報を継続する必要がある。
- 重量を超過しての走行が老朽化の原因の1つであることについて「聞いたことはない」との回答は全体の22%であった。
- 老朽化の原因の1つが超重量車両の走行であることの認知度はやや増加。(対昨年)

【道路(橋梁含む)等の老朽化問題に関する認知度】

1.全国的に道路(橋梁含む)等が老朽化している問題をご存じですか。(Q1)



2.重量の上限値を大きく超えて走行する車両は、道路(橋梁含む)の老朽化の原因となることをご存じですか。(Q3)

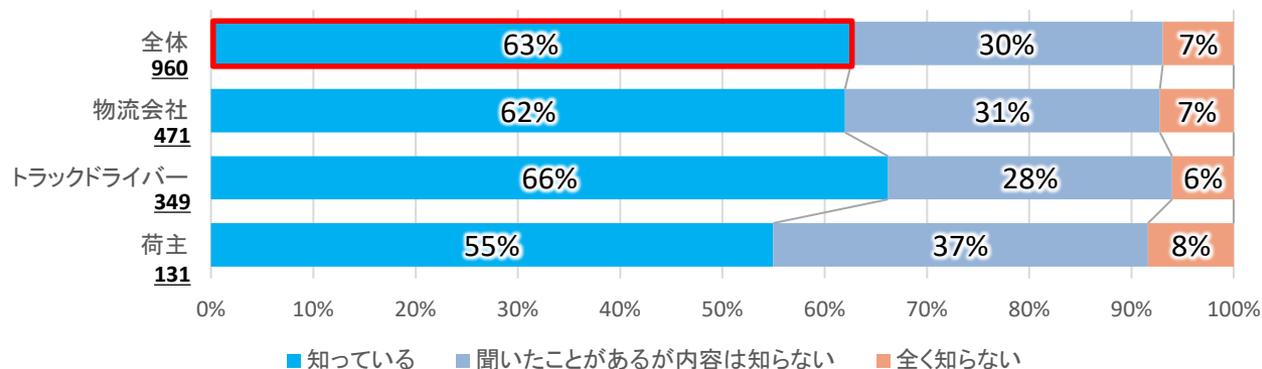


(6) 活動の効果検証(物流関係者向けWebアンケート)【参考3】

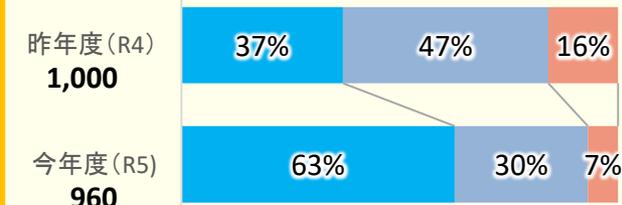
- 重量などの上限が法令で決まっていることについて全体の約63%が「知っている」と回答。大型車通行適正化に係る法令に関する認知度は昨年度に比べ増加。
 - 車両に積むことのできる荷物の上限が法令で決められていることについて、全体の約34%が「聞いたことがあり内容も知っている」と回答。属性別に比較すると「荷主」の認知率が最も低い(約24%)。
- ⇒大型車通行適正化に係る法令については、継続して荷主を含めた物流業界全体への広報を行う必要がある。

【大型車の通行適正化に係る法令に関する認知度】

3.道路を走行できる車両には重量などの上限が法令で決まっています。このことをご存じですか。(Q2)

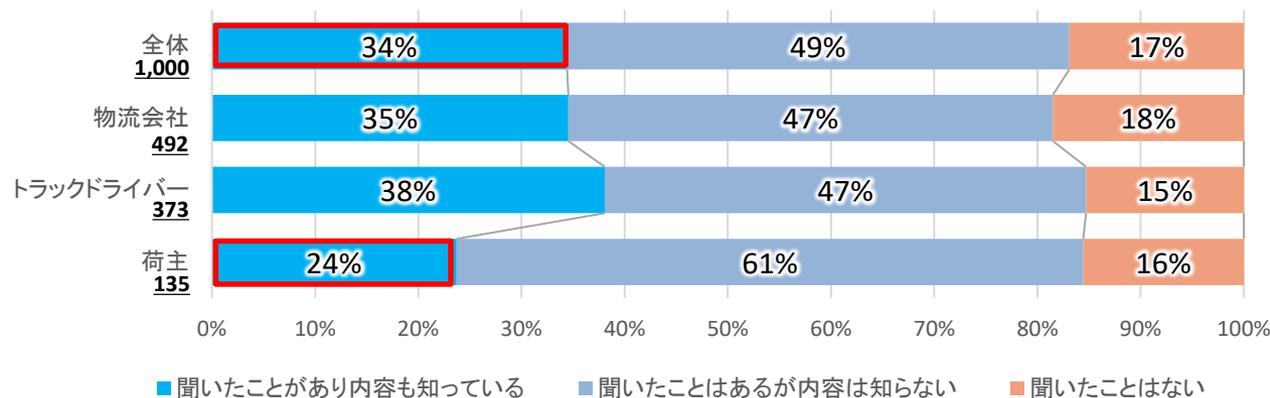


◆昨年度との比較

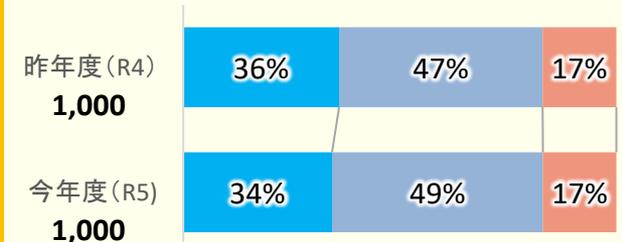


※今年度 (R5) は、「関心がない」の回答を除く

4.車両に積むことのできる荷物の大きさの上限も法令で決められています。このことを知っていますか。(Q4)



◆昨年度との比較

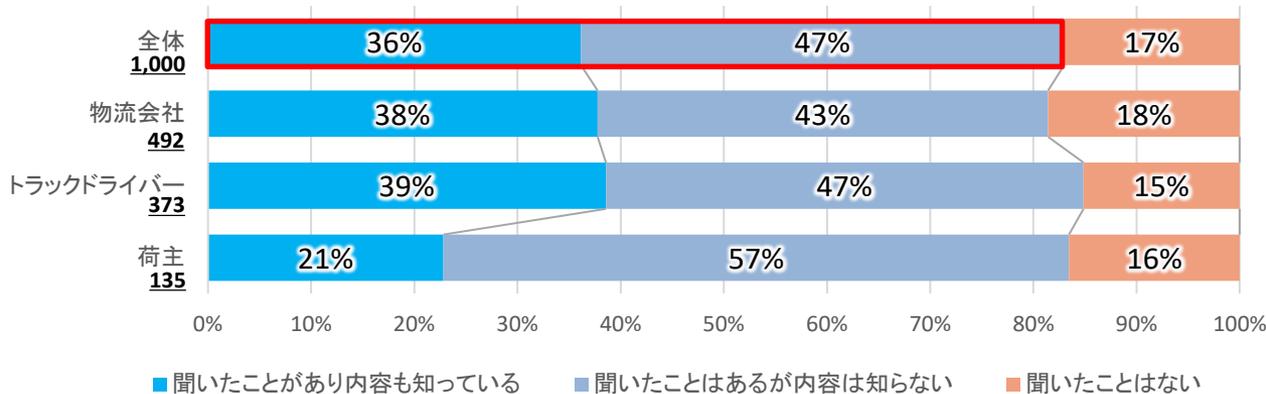


(6) 活動の効果検証(物流関係者向けWebアンケート)【参考4】

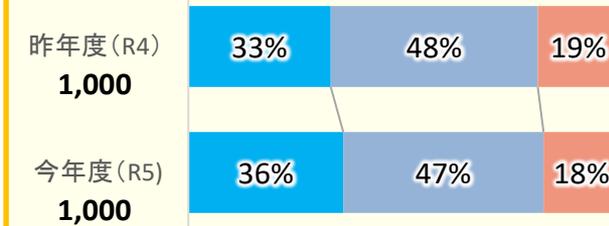
- 特殊車両の通行には、通行許可が必要であることについて全体の83%が「聞いたことがある」と回答。昨年度と比較し微増ではあるがほぼ変化なし。
 - 特車通行許可のオンライン申請が可能にであることについて全体の54%が「聞いたことがある」と回答。昨年度と比較し増加しているが、半数近くが「聞いたことはない」と回答。
- ⇒オンライン申請については、内容を含めた周知や広報活動を継続する必要がある。

【特殊車両通行許可申請に係る知識】

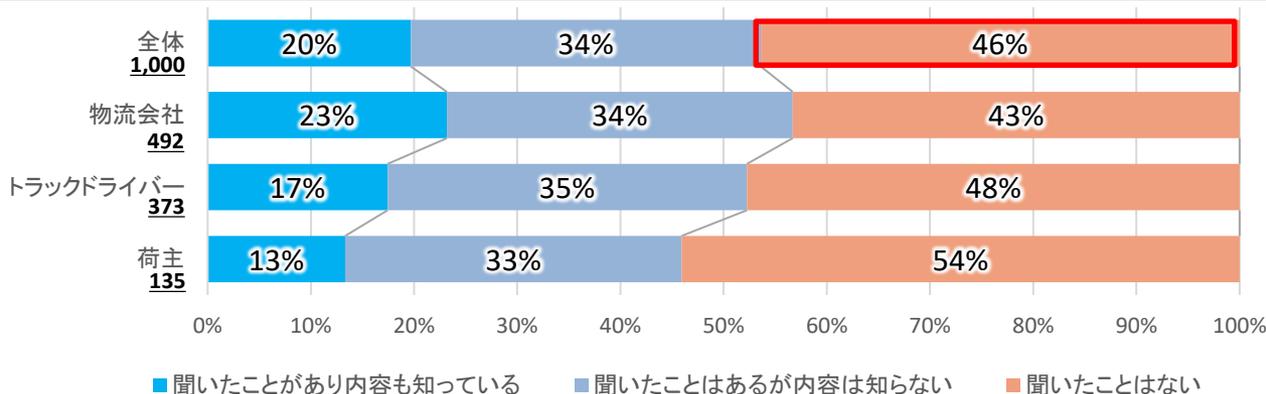
5.一定の大きさや重さを超える車両（特殊車両）の通行は、あらかじめ道路管理者に対して特殊車両通行許可申請（以降、特車申請という）を行い、通行許可を得る必要があります。このことをご存じですか。(Q5)



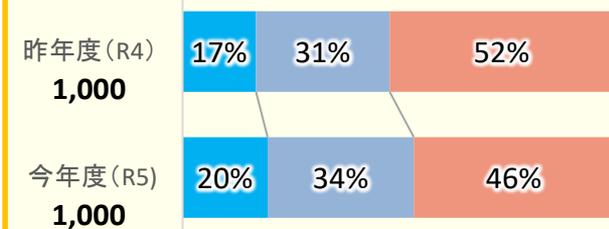
◆昨年度との比較



6.道路管理者が設置している窓口に出向いて通行許可の申請を行うことができますが、申請者の負担軽減のため、オンラインで申請することが可能となっています。このことをご存じですか。(Q6)



◆昨年度との比較

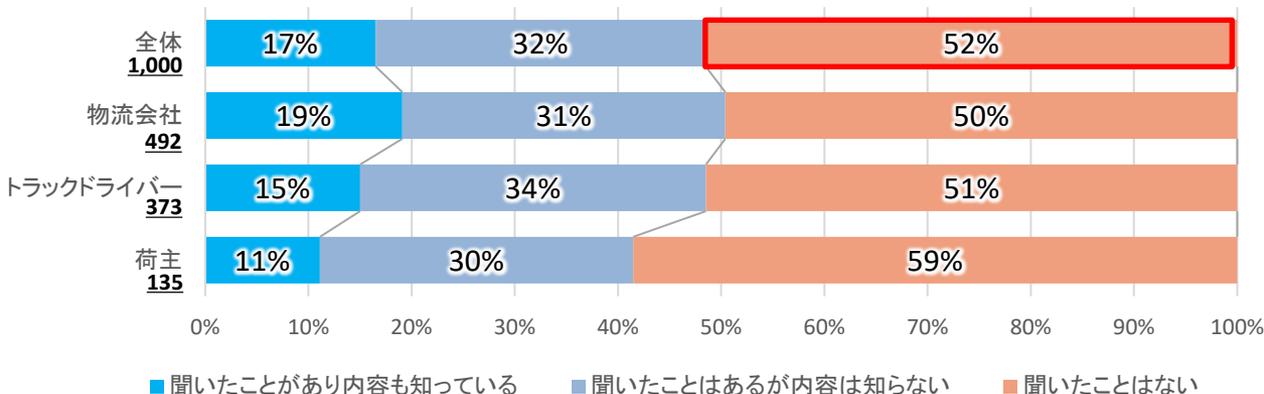


(6) 活動の効果検証(物流関係者向けWebアンケート)【参考5】

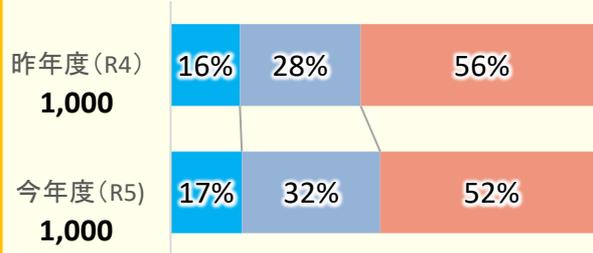
- 令和4年度より開始された特殊車両通行確認制度について、全体の52%が「聞いたことがない」と回答。
⇒特殊車両通行確認制度については、制度の内容を含めた周知や広報活動を継続する必要がある。

【特殊車両通行確認制度に係る知識】

7.あらかじめ登録した車両について、オンラインシステムで自動的に通行可能経路を確認し、即時に複数経路の回答を受け通行することができる「特殊車両通行確認制度」(令和4年4月1日施行)を知っていますか。(Q7)



◆昨年度との比較

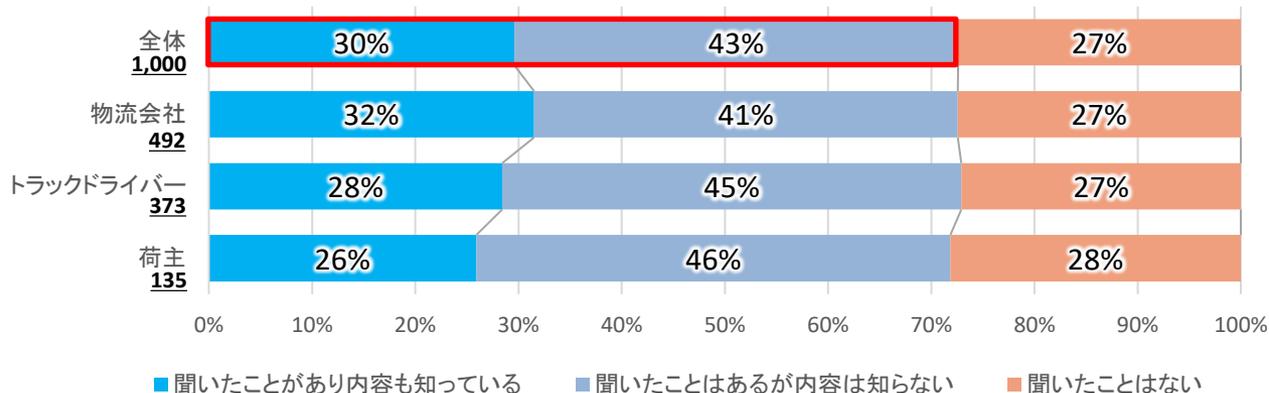


(6) 活動の効果検証(物流関係者向けWebアンケート)【参考6】

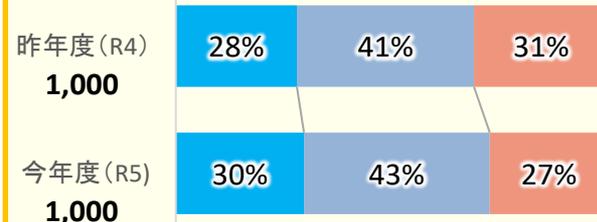
- ・ 特車違反の取締が全国で行われていることについて全体の約73%が「聞いたことがある」と回答。認知度はやや増加している。
 - ・ 違反を確認した場合、運転手だけでなく、荷主に対しても罰則があることについて、荷主の約27%が「聞いたことはない」と回答。属性別に比較すると荷主の認知度が最も低い。
- ⇒荷主に対する罰則が定められていることは、物流業界(特に荷主)への周知や広報活動を継続する必要がある。

【特車違反の取締に係る法令に関する認知度】

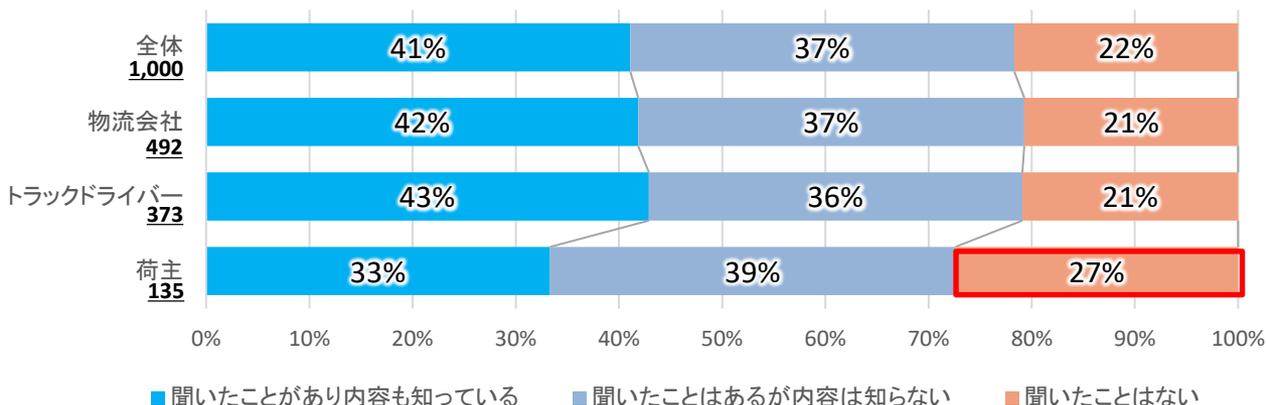
8.道路の構造を守り、道路交通における安全性を確保するため、特殊車両を通行する際の手続きが適正に履行されているかを確認し、違反車両に対して必要な措置を命じることを目的に、全国で特車違反の取締が行われていることをご存じですか。(Q8)



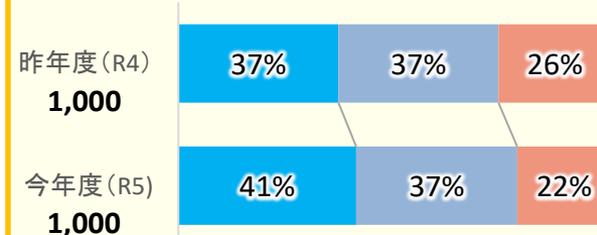
◆ 昨年度との比較



9.取締において違反を確認した場合には、運転者だけでなく、荷主に対しても罰則が定められています。このことをご存じですか。(Q9)



◆ 昨年度との比較

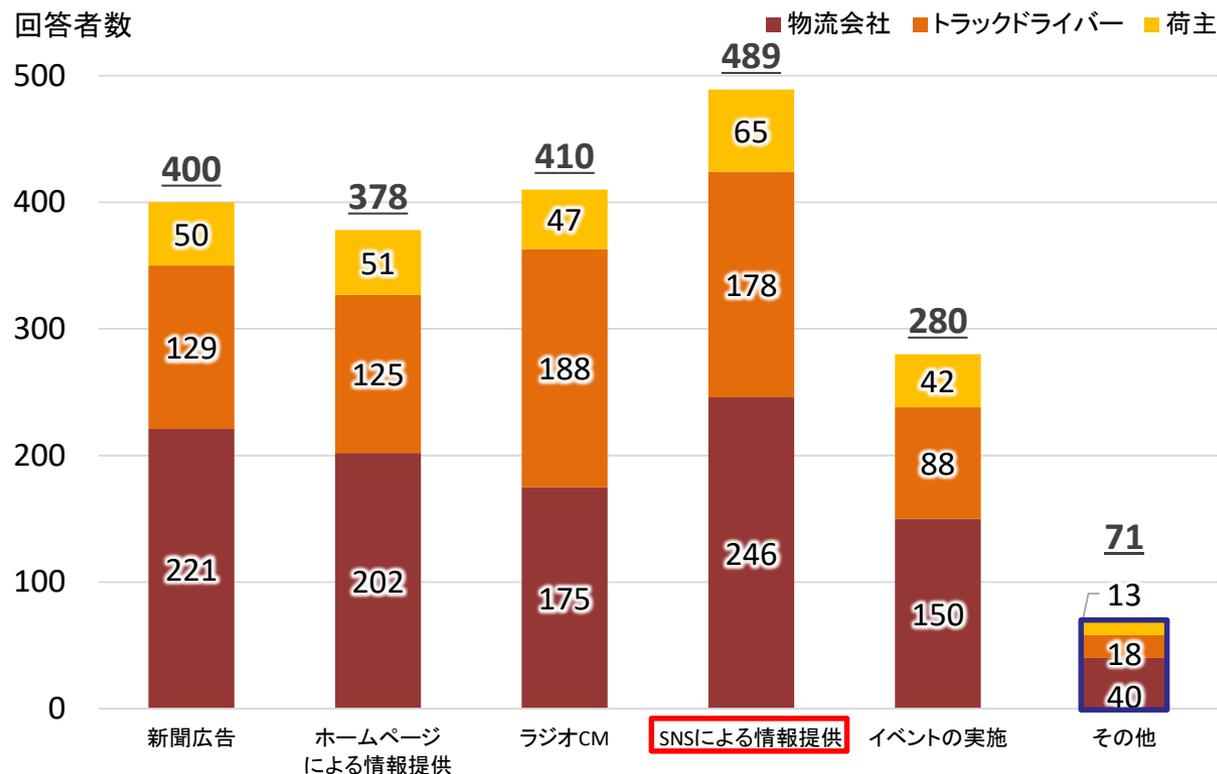


(6) 活動の効果検証(物流関係者向けWebアンケート)【参考7】

- 道路の老朽化問題や重量超過車両の違法な走行実態を周知する方法としては「SNSによる情報提供」が最も多く、次いで「ラジオCM」「新聞広告」となっている。その他の意見では、テレビ関連の周知方法が多く挙げられた。
 - SNSの利用状況は、「LINE」と「YouTube」が合わせて全体の約72%を占めている。
- ⇒道路の老朽化問題や重量超過車両の違法な走行実態の周知方法として、「LINE」や「YouTube」を活用することが考えられる。

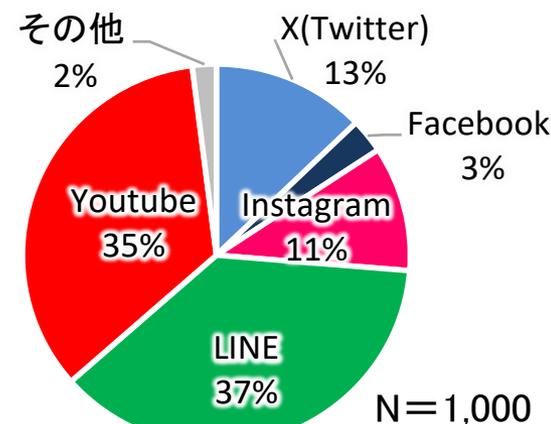
【道路の老朽化問題や重量超過車両の違法な走行実態の周知方法】

10.道路の老朽化問題や重量オーバーの違法な走行実態について広く国民の皆様にご存知いただくには、どのような取組を実施すると効果があると思われますか。(Q10)

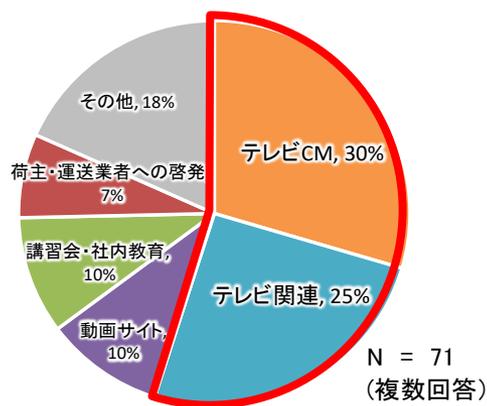


【SNSの利用状況】

11.日頃、最もよく利用(閲覧)しているSNSは次のうちどちらですか。(Q11)



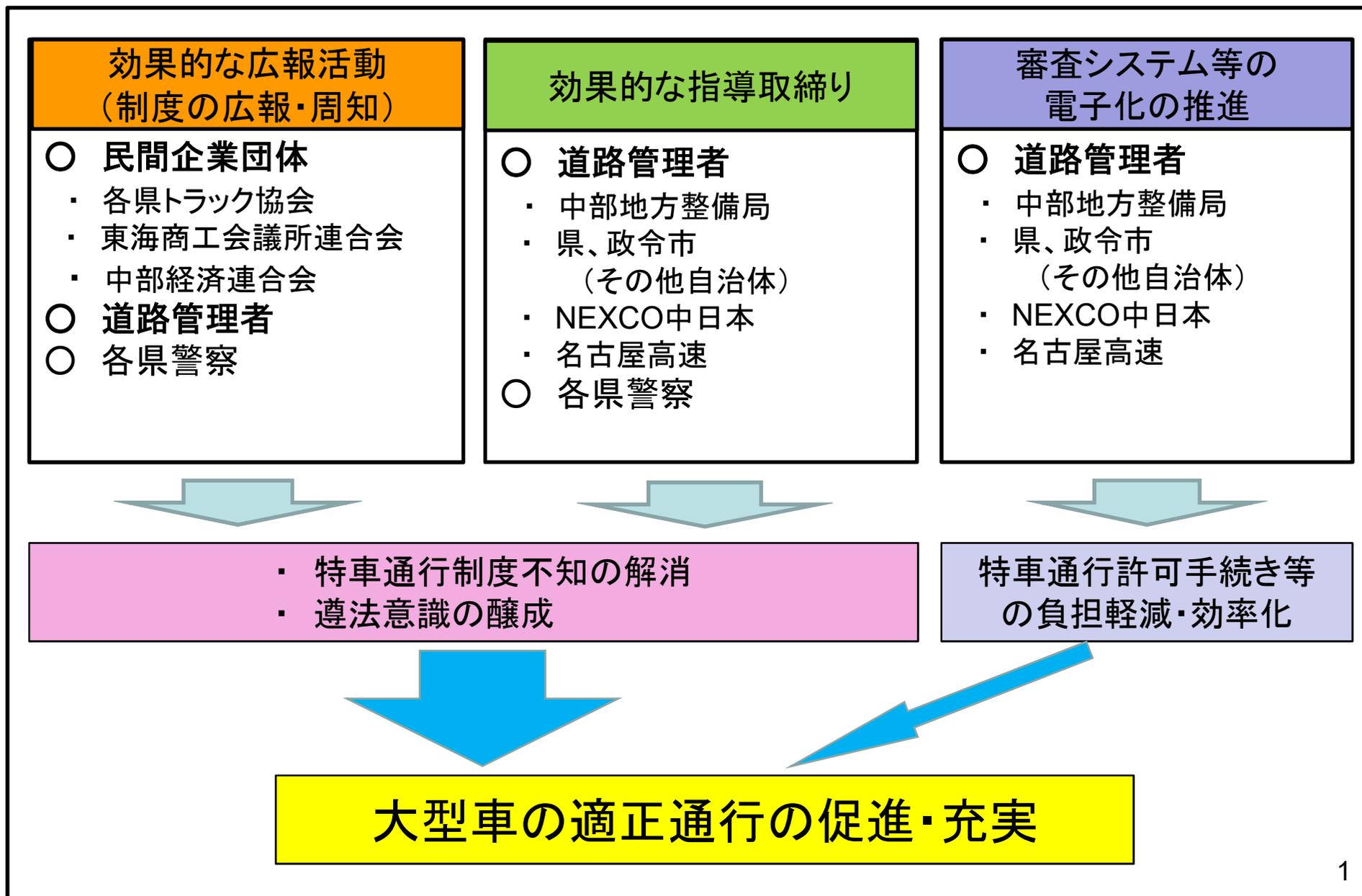
その他の内訳



3 令和6年度活動方針(案)

- (1) 基本方針
- (2) 主な活動内容
- (3) 効果的な広報活動の推進
- (4) 効果的な指導取締りの推進
- (5) 審査システム等の電子化の推進

(1) 基本方針(案)



(2) 主な活動内容

各取り組み時期は暫定

	街頭活動	講習会等	広報媒体活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・春の全国交通安全運動 ・大型車通行適正化に向けた取締り(通年) 【道路管理者・各県警察・運輸局】 	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度に関する説明会等(随時) 【中部地方整備局・関係機関】 ・事務所安全大会等での周知(随時) 【中部地方整備局】 ・車限令違反者講習会(毎月) 【NEXCO中日本】 ・道路情報便覧収録に係る道路管理者説明会 【中部地方整備局、道路管理者】 	<ul style="list-style-type: none"> ・WIM情報板を活用した啓発活動(要検討) 【中部地方整備局】 ・メルマガ・会報誌への掲載 【名古屋商工会議所】 ・過積載防止等大型車通行適正化の啓発に係る会報誌・HPへの掲載(随時) 【静岡県トラック協会】 ・大口利用者への請求書と併せて、車両制限令遵守啓発チラシを送付(毎月) 【NEXCO中日本】 ・X(旧ツイッター)に車両制限令遵守啓発配信(毎月) 【NEXCO中日本】 ・車両制限令順守啓発のHP掲載、SA,PAの情報板にて違反防止の掲示(通年) 【NEXCO中日本】
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・海コン街頭取締り 【愛知県トラック協会】 	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者向け研修会(約3ヶ月毎) 【三重県】 ・特殊車両通行許可手続き説明会 【三重県トラック協会】 ・特殊車両通行許可申請業務研修会 ＜県職員及び市町村職員初任者向け＞ 【愛知県】 	<ul style="list-style-type: none"> ・過積載防止啓発のHP掲載、情報板の掲出(通年) 【名古屋高速道路公社】 ・取締り実施結果ツイッター(通年) 【中部地方整備局・国道事務所】
6月		<ul style="list-style-type: none"> ・情報便覧収録作業研修会 【静岡県】 ・特殊車両通行許可事務の担当者研修会 【静岡県】 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両制限令順守啓発のHP掲載、SA,PAの情報板にて違反防止の提示(通年) 【NEXCO中日本】 ・情報板にて車両制限令順守啓発の掲示(適宜) 【NEXCO中日本】
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏の交通安全運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・特車申請担当者勉強会 【岐阜県】 ・特車申請要領講習会【三重県トラック協会】 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・道路ふれあい月間「道の日」イベントでの啓発チラシ配布 【静岡県】 ・いが道の駅キャンペーン 【三重県トラック協会】 ・「道の日」イベントでの啓発パネル展示・チラシ配布 【浜松市】 		<ul style="list-style-type: none"> ・特車申請窓口で大型車適正通行の啓発チラシ配布 【名古屋市】 ・岐阜県過積載防止連絡協議会でのチラシ配布 【岐阜県トラック協会】
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・秋の全国交通安全運動 ・公共事業違反絶無に向けた現場点検 【中部地方整備局、道路管理者】 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック事業協同組合講習会(適宜) 【NEXCO中日本】 	

※ :強化取り組み、斜体:新規取り組み

(2) 主な活動内容

各取り組み時期は暫定

	街頭活動	講習会等	広報媒体活動
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・トラックの日啓発チラシ配布 【三重県トラック協会】 ・中部地域一斉取締り 	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度に関する説明会等(随時) 【中部地方整備局・関係機関】 ・事務所安全大会等での周知(随時) 【中部地方整備局】 ・特車制度講習会 【愛知県トラック協会】 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS、HPへの掲載 【岐阜・三重県トラック協会】 ・メルマガ・会報誌への掲載 【名古屋商工会議所】 ・中部一斉取締り結果HP等掲載 【中部地方整備局】
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・海コン街頭取締り 【愛知県トラック協会】 ・トラックフェスタで啓発チラシ配布 【三重県トラック協会】 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック事業共同組合講習会(適宜) 【NEXCO中日本】 	<ul style="list-style-type: none"> ・メルマガ・会報誌への掲載 【中部経済連合会】 ・土木の日(11/18)に合わせ、SNSにより特車 通行制度や特車の安全通行を啓発する内容を 投稿 【静岡県】
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・年末の交通安全運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・特車制度講習会 【愛知県トラック協会】 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発チラシを会員宛配布 【愛知県トラック協会】 ・車両制限令違反車両の取締り活動状況のSNS 投稿(随時) 【名古屋高速道路公社】
1月		<ul style="list-style-type: none"> ・特車申請要領講習会 【三重県トラック協会】 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・過積載防止啓発チラシ配布(運送/荷主対象) 【三重県トラック協会】 		<ul style="list-style-type: none"> ・HP、SNS、twitterに啓発配信 【愛知県トラック協会】
3月			<ul style="list-style-type: none"> ・電光掲示板「過積載防止」啓発 【浜松市】 ・愛知県過積載防止連絡会議より要請文発信 【運輸局】

※ : 強化取り組み、斜体: 新規取り組み

(2) 主な活動内容(委員の活動内容)

中部地方整備局

- 特車取締りの実施
 - ・ 現地取締り強化
 - ・ WIM取締り強化
- 特車制度の周知徹底
 - ・ 街頭活動
 - ・ 広報活動
- 公共工事の現場点検
- 各種情報提供
- 他機関支援
 - ・ 他機関との連携
- 特車新制度の普及促進
- 審査システム等電子化の推進

県・政令市

- 公共工事の現場点検
- 特車取締りの実施
- 特車制度の周知徹底
 - ・ 各種講習会
- 広報活動の強化
 - ・ ツイッター等SNS
 - ・ チラシ等の作成
 - ・ テレビ、ラジオ
- 特車新制度の普及促進
- 審査システム等電子化の推進

高速道路会社・公社

- 特車取締りの強化
- 大型車両に配慮したSA・PA等の整備
- 広報活動の強化
 - ・ ツイッター等SNS
 - ・ 電光掲示板
 - ・ 横断幕、懸垂幕
 - ・ テレビ、ラジオ
- 工事現場等の点検
- 特車新制度の普及促進
- 審査システム等電子化の推進

経済団体

- HP等による制度の周知
- 各種講習会の実施
- 法令順守街頭指導
- 事業者の取組紹介
- 荷主企業・団体に対する啓発活動
- 会報誌による制度の広報周知
- 特車新制度の普及促進

(3) 効果的な広報活動の推進 (一般周知(SNS、会報誌等))

- 協議会参加の自治体の他、市町にも働きかけ、広報誌への啓発記事の掲載を依頼
- ⇒ SNS・WEB・会報誌ページ ~ チラシサイズ等、スペースに合わせて事務局から素材を提供可能

道路も車両も大切なパートナー

特殊車両の適正な通行にご理解を!

わずかな重量の超過であっても道路を傷めます。
許可無く走ると法令違反です。

トラック運転者 + 荷主の皆さんは要チェック! 走行ルールや特車申請をご存じですか?

◇特殊車両による事故例
 無許可での走行は様々な事故の要因となります

特殊車両の通行制度 ~道路を守るためのルール~

一定の大きさ・重さを超える車両(特殊車両)の通行には道路管理者の「特殊車両通行許可」または「特殊車両通行確認制度回答書」を取得し、**許可値や通行条件を守るよう**お願いします。

大型車両通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

荷主のみなさん! 無理なお願いしていませんか?

積んでしまうとあそこ橋が渡れないな...
 あれも一緒にお願い。まだ最大積載量まで積んでないでしょ?
 ダメならばもうお宅とはおしまいだよ?

荷主のみなさん、ご存知でしたか?
「知らなかった」では済まされません!
 許可値の超過は、**法令違反(無許可)**です

- ✓ 一般的制限値を超える車両の通行には特殊車両許可が必要です
- ✓ 特車違反の取締が全国で実施されています
- ✓ 違反が確認された際は、運転者だけでなく荷主の情報も聴取しています

罰金 100万円以下
 道路法 第47条 第2項 同法 第104条

特殊取車中

大型車両通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

事務局: 国土交通省 中部地方整備局 TEL:052-653-8178

■ 各種会議における教養動画の活用



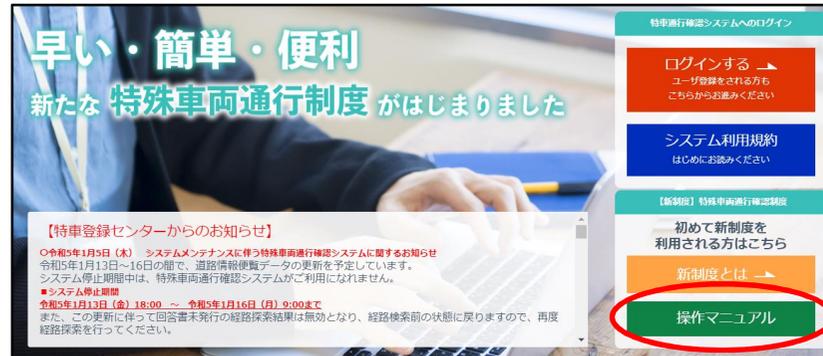
https://www.cbr.mlit.go.jp/road/ogatasha_tekisei/index.html



(3) 効果的な広報活動の推進 (特殊車両通行確認制度の周知) 国土交通省

■ 操作マニュアル(動画)の周知

○特車登録センターサイト内



<https://www.tks.hido.or.jp/>



操作マニュアル・操作説明動画

車・トラクタの車両登録については、車両諸元等の入力完了したら「車両登録手数料確認画面」で「後で支払う」を選択してください。車両は「登録車両一覧」には表示されず「手数料未払一覧」に表示されますが、グループ・組合せ設定や経路確認で呼び出すことは出来ます。

トレーラの車両登録については、車両諸元等の入力完了したら「車両登録手数料確認画面」で手数料金額が0円であることを確認のうえ、「登録者情報入力」を選択して登録を完了してください。登録が完了したトレーラは「登録車両一覧」に表示され、グループ・組合せ設定や経路確認で呼び出すことは出来ます。

(2) 経路検索のお試し

車両登録のお試しが済んだ車・トラクタとトレーラで経路確認のお試しが出来ます。経路確認で算定が完了した経路が希望するものでない場合は、検索条件を変更して何度でもお試しが出来ます。検索が完了した経路は「後で支払う」を選択すると「手数料未払一覧」に移動します。

ご希望の経路確認結果が出ましたら手数料をお支払いのうえ、回答書のダウンロードへお進みください。
なお、経路確認の手数料支払いの前に、当該車・トラクタの車両登録の支払いもお済ませください。

(3) お試し検索のためのマニュアルと操作説明ビデオ

令和4年9月13日(火)に、(公社)全日本トラック協会様にて開催された「特殊車両通行確認制度講習会」の資料を公開しました。

★講習会説明資料 [\(こちら\)](#)

★お探し検索のためのシステム操作説明動画

- ・ [ユーザID取得・企業コード登録 \(約9分\)](#)
- ・ [車両登録 \(約14分\)](#)
- ・ [車両登録-リフトアックストレーラ \(約7分\)](#)
- ・ [車両グループ・トラクタ/トレーラ組合せ設定 \(約3分\)](#)
- ・ [経路検索-検索車両設定 \(約16分\)](#)
- ・ [経路検索-2地点双方向2経路検索 \(約11分\)](#)
- ・ [経路検索-都道府県検索 \(約10分\)](#)

★お探し検索のためのシステム操作マニュアル [\(こちら\)](#)

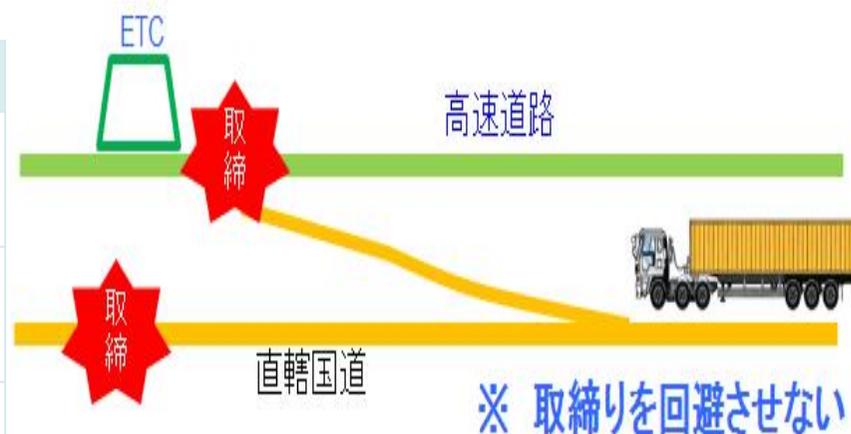
(4) 効果的な指導取締りの推進 (現地取締り)

「関連箇所取締り」の継続推進

- ◇ 大型車両の通行適正化の促進においては、現適正通行車両の士気の維持も重要な要素であることから、「逃げ得は許さない。」の精神のもと、違反車両の発見・指導等を強力に進める必要がある。
- ◇ 高速道路各社と国道事務所で連携し「関連箇所取締り」を実践し、逃げ得を一網打尽

関連箇所取締りの推進

種別	長所	短所
一斉・合同 取締り	<ul style="list-style-type: none"> ・高い広報効果 (報道されやすい) ・高い波及効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊撃的な実施が困難
個別取締り	<ul style="list-style-type: none"> ・遊撃的な実施が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報効果が低い (報道されにくい) ・波及効果が限定
関連箇所 取締り	<ul style="list-style-type: none"> ・高い波及効果 ・逃げ得を回避 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との調整



各道路管理者が関係機関と連携・調整を図りながら、「関連箇所取締り」を実施し、より効果の高い取締りを推進する。

【案】中部地域一斉取締り: 10月予定

(4) 効果的な指導取締り(公共事業違反絶無の取組み)

建設工事関係者のための特殊車両通行ハンドブックを活用した現場点検

- 公共工事に関わる特殊車両の通行適正化指導を徹底することにより、特殊車両に関わる業界の意識高揚を促す。
- 公共事業に関わる全機関において、発注者による現場点検を実施



●特殊車両通行許可制度に関する確認

工事名	点検口		
各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。			
確認項目	回答欄		
1. 施工計画書の確認			
1)建設機械、資材の運搬にあたり、一般的制限値を超える車両(以下、特車)の有無が記載されているかを確認する。			
①「指定機械」、「主要船舶・機械」、「主要資材」に特車の記載がある			
②「交通管理」に特車運搬資機材一覧表がある			
2)特車に関する対応方針が記載されているかを確認する。			
①対応方針(法令遵守、下請、納入・運搬業者への指導等)の記載がある			
3)運搬資機材ごとに、運搬計画が作成され、運搬車両の確認方法及び確認頻度(資機材ごと)が記載されているかを確認する。			
①運搬計画に必要な項目(追特記載項目)が整理されている			
②整理した項目に対して、確認方法が記載されている			
③整理した項目に対して、確認頻度が記載されている			
【整理すべき項目】			
・項目毎に、有・無を確認する			
・一部でも確認できない場合は「無」とする			
項目	運搬計画	確認方法	確認頻度
運搬資機材	有・無	有・無	有・無
車種区分	有・無	有・無	有・無
車両番号	有・無	有・無	有・無
車両諸元	有・無	有・無	有・無
積載重量	有・無	有・無	有・無
積載限度重量	有・無	有・無	有・無
通行経路	有・無	有・無	有・無
許可証の有効期間	有・無	有・無	有・無
通行条件等	有・無	有・無	有・無

各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。

確認項目	回答欄
2. 許可証の確認	
1)建設機械、資材の運搬にあたり、通行許可の手続きがされている。	
①許可証もしくは申請書が確認できる	
②下請が手続きを行っていることを元請が確認している	
③運搬予定日の概ね2〜3ヶ月前の申請日であることを確認している	
2)運搬日に有効な特殊車両許可証を取得している。	
①運搬(予定)日が許可証の有効期限内である	
3)運搬計画どおりの許可証である。	
①対象資機材と許可証の積載貨物の品名が一致している	
②積載重量と車両重量(自重)の和が許可証の総重量以下となっている	
③積載物の寸法が許可証の寸法以下となっている	
④運搬計画に許可条件が反映されている	
3. 運搬車両の通行(運搬)方法の確認	
1)運搬車両が許可証に記載された車両番号及び積載重量以下である。	
①許可証に記載されている車両番号である(トレーラー等は、トラクタとトレーラーの両方確認)	
②積載重量と車両重量(自重)の和が許可証の総重量以下である	
③積載重量が車検証の最大積載量以下である(道路運送車両法)	
2)運搬経路が許可証に記載された通行経路である。	
①主な路線(国道、主要地方道、C・D条件区間等)の通行が確認できる	
②通行経路途中の休憩場所、交差点が確認できる(起終点のみは不可)	
3)運搬日が許可証に記載された有効期限内である。	
①運搬日が、タコグラフ、写真データ等から確認できる	
3)運搬条件が許可証に記載された条件(誘導車、夜間)で走行している。	
①許可条件に基づき誘導車を配置していることが確認できる	
②許可条件に指定された通行時間帯に運搬していることが確認できる	

裏面へ続く

国交省 中部地方整備局 土木工事特記仕様書 ～抜粋～

特仕1-1-1-33 交通安全管理

6. 通行許可

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。
また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

(5) 審査システム等の電子化の推進

- ◇ 審査の迅速化は、一定の成果が認められる一方、短縮傾向が頭打ちの状況となっている。
- ◇ 道路情報便覧の収録をはじめ、審査システムにおける電子化を推進し、特車通行に係る制度・施策の普及に努め、申請者の負担軽減及び効率化を図る必要がある。

1 道路情報便覧収録の推進

- ・ 道路情報便覧の電子化率を飛躍的に向上させるため、法定協議による収録を実施
- ・ 協議路線は、通行許可実績等を踏まえ、優先的に収録すべき区間を選定

効果

- ・ 協議なし案件の増加
- ・ 新制度における通行可能経路の拡充

<国の方針>

・ 道路情報が電子化されていない道路のうち、重点的に電子化すべき経路を特定し、R8年度までに概成

※ 重点的に電子化すべき経路

- ・ H30～R2年度の3年間のうち2か年以上申請があった区間(約2万km)
- ・ 毎年新たに発生する未収録経路(年間6,000km)

(出典:第23回物流小委員会(R5.7))



4 その他

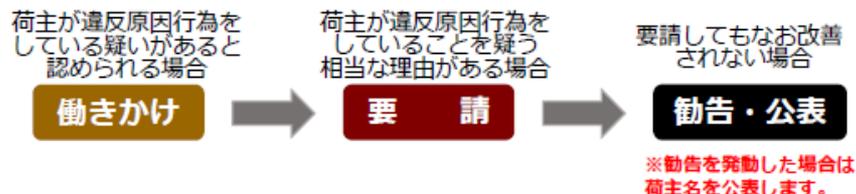
- (1) トラックGメンについて(中部運輸局)
- (2) 大雪時の車両通行について(注意喚起)

国土交通省 中部運輸局からのお知らせ

トラックGメン活動中！

トラックGメンは、物流事業の健全な運営のため、**適正な取引を阻害する疑いのある荷主・元請事業者に対する監視を強化**するべく、2023年7月に新たに創設された制度です。トラック事業者に対するヒアリングの実施等により、**違反原因行為**※の疑いのある荷主・元請事業者に対し、「働きかけ」や「要請」等を行っています。

※違反原因行為については、裏面もご覧ください。



トラックGメンの活動事例を紹介します

① 運賃・料金の不当な据置きを是正

燃料サーチャージについて交渉しても、なかなか結論を出してもらえない



元請と真荷主が速やかに協議し、燃料サーチャージを導入することでスピード決着

② 恒常的な長時間の荷待ちを是正

3時間以上待たされる



専用バスの確保、荷受・仕分要員の配置、到着時間の設定の対策をした結果、平均滞在時間が「30分未満」まで大幅改善

③ 契約にない附帯業務を是正

契約にない附帯業務を無償で要求される



作業範囲、運送料金作業附帯料金をそれぞれ分けて契約を締結し、契約内容の「見える化」を実施

④ 過積載運行の要求を是正

荷物の重量に関係なく、箱車やウィング車の天井まで荷物を積まされる



積荷重量を把握できる配車システムを構築し、協力会社と連携し、重量の分散化を実施

それ、違反原因行為です。

違反原因行為とは、トラック運送事業者が法令に違反する原因となるおそれのある荷主・元請運送事業者の以下のような行為です。

恒常的に長い荷待ち時間 無理な到着時間の設定 過積載になるような依頼



⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ



⇒最高速度違反を招くおそれ



⇒過積載運行を招くおそれ

他にも、以下の行為が違反原因行為となることがあります。

- **契約にない附帯業務**
…契約にない手作業での積込作業、ラベル貼り、検品の強要
- **運賃・料金の不当な据置き**
…運賃・燃料サーチャージの価格交渉に応じない
- **ドライバーの拘束時間超過**
…配車時刻までに荷揃えが終わっておらずドライバーを待機させる
- **異常気象時の運行指示**
…気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

事実であれば、改善していただく必要があります。
(トラックGメンの働きかけによる事実判明の場合は、改善計画の策定・提出が必要。)

【お問い合わせ先】 国土交通省 中部運輸局 自動車交通部 貨物課 052-952-8037

愛知運輸支局 輸送・監査担当 052-351-5313 静岡運輸支局 輸送・監査担当 054-261-1191
岐阜運輸支局 輸送・監査担当 058-279-3714 三重運輸支局 輸送・監査担当 059-234-8411 福井運輸支局 輸送・監査担当 0776-34-1602

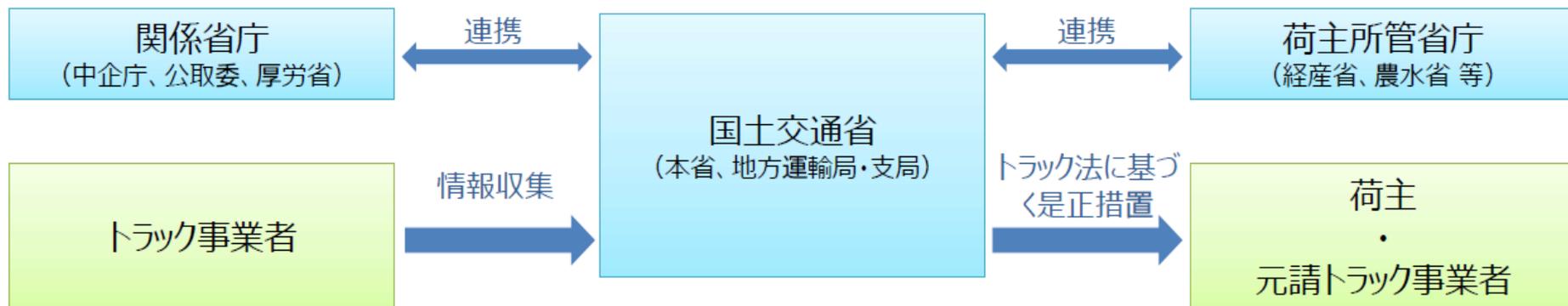
トラックGメンポータルサイト ※内容は随時更新中

トラックGメンの設置による荷主・元請事業者への監視体制の強化

- ▶ トラックドライバーは、労働時間が長く、低賃金にあることから、担い手不足が喫緊の課題。
- ▶ 働き方改革の一環として、2024年4月からドライバーに時間外労働の上限規制（年960時間）が適用されるが、これによる物流への影響が懸念（「2024年問題」）。
- ▶ 国土交通省では、貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」等による是正措置を講じてきたが、2024年問題を前に、強力な対応が必要。
- ▶ このため、新たに「トラックGメン」を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものに。

⇒ 令和5年7月21日、162名体制※で本省及び地方運輸局等に設置

※緊急増員80名（本省2名、地方運輸局等19名、運輸支局等59名）、既存定員との併任等82名（本省13名、地方運輸局等16名、運輸支局等53名）



トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者へのプッシュ型の情報収集を開始し
情報収集力を強化（2023年度～）

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」
制度※の執行力を強化（2023年度～）

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

違反原因行為①

違反原因行為とは、

トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある、以下のような行為を指します。

恒常的に長い荷待ち時間



⇒過労運転防止義務違反
を招くおそれ

無理な到着時間の設定



⇒最高速度違反を招く
おそれ

過積載になるような依頼



⇒過積載運行を招くおそれ

異常気象時の運送依頼



⇒ 輸送の安全の確保違反を招くおそれ

契約にない附帯業務



⇒ 運転者の拘束時間の長時間化を招き、過労運転の原因となり、安全運転を阻害するおそれ

⇒ 不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれ

※ 契約して附帯業務の料金を支払ったとしても、運転者の拘束時間を超過した場合は不適合となるおそれがある。

運賃・料金の不当な据置き



⇒ 他のトラック事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれ

⇒ 優越的地位の濫用上問題となるおそれ

< 出典: 国土交通省HP (荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する意見等募集) >

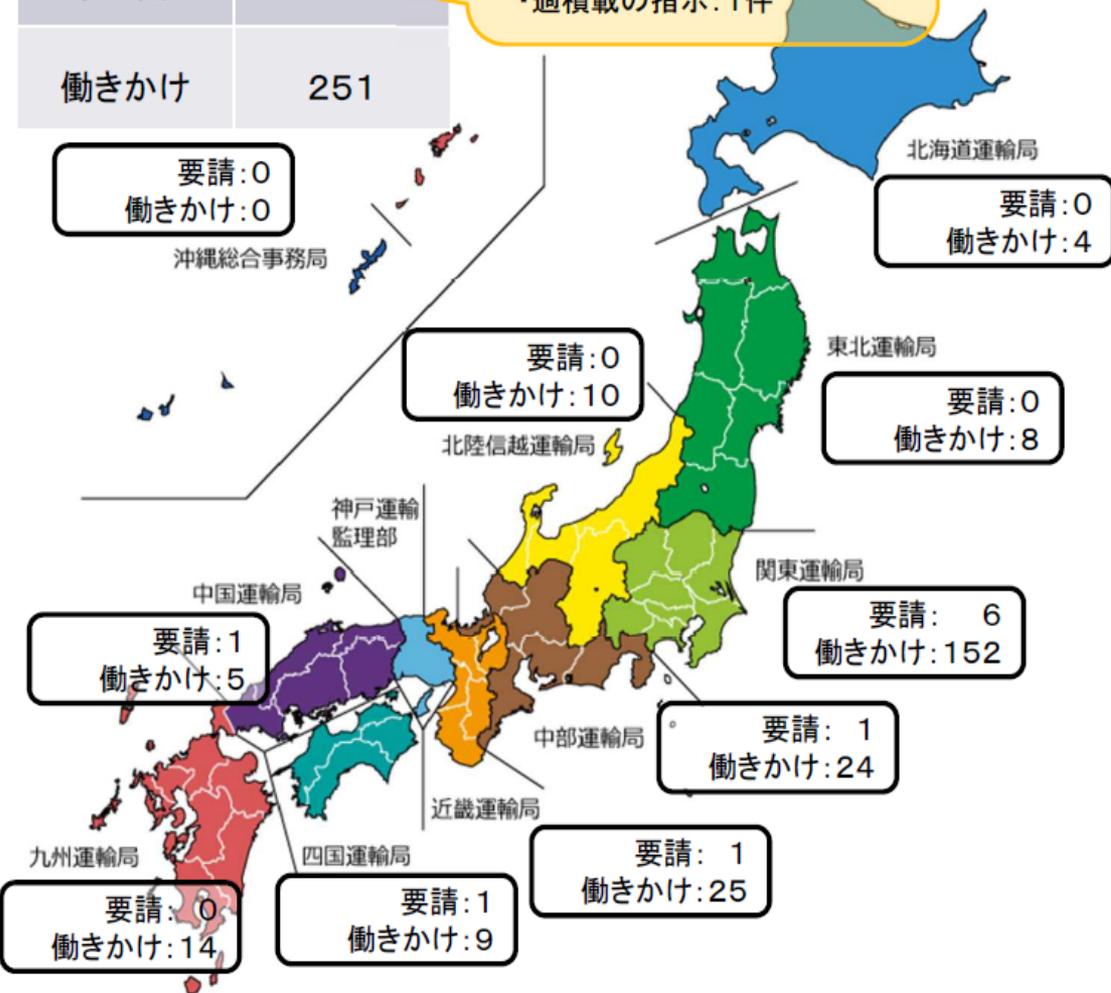
< 出典: トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン >

働きかけ・要請実施件数(令和5年10月末時点)

対応内容	荷主・元請数
要請	10
働きかけ	251

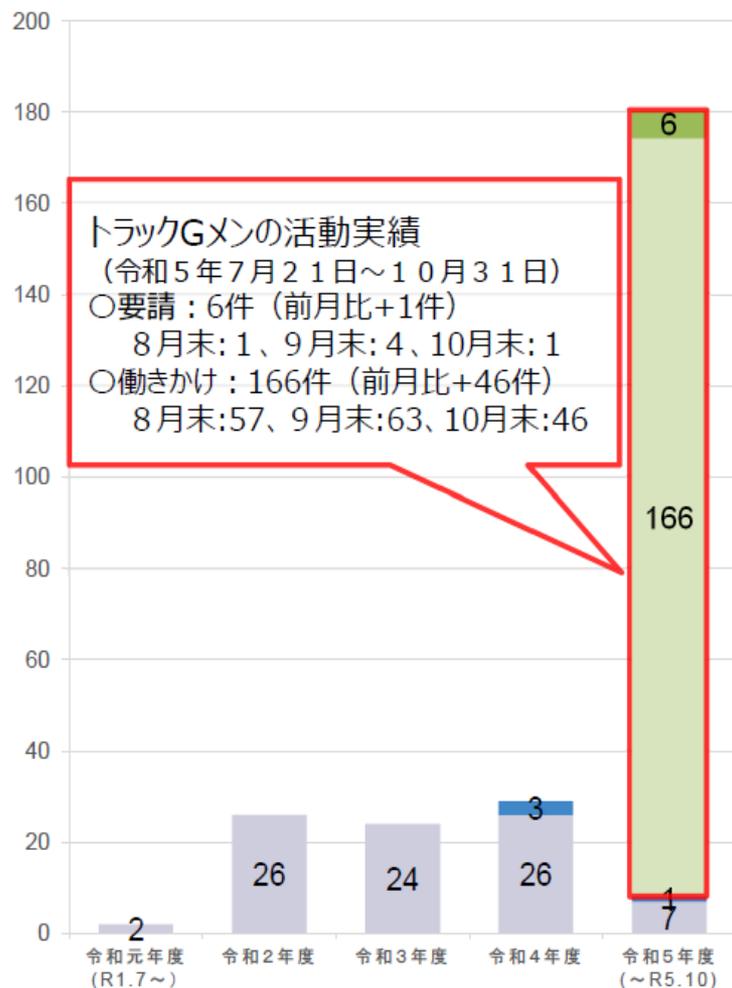
違反原因行為の内訳(重複あり)

- ・長時間の荷待ち: 8件
- ・契約にない附带業務: 1件
- ・無理な配送依頼: 1件
- ・過積載の指示: 1件



トラックGメンの活動実績

(件) ■ 働きかけ ■ 要請 ■ 働きかけ(Gメン) ■ 要請(Gメン)



トラックGメンの活動実績

(令和5年7月21日~10月31日)

○要請: 6件 (前月比+1件)

8月末: 1、9月末: 4、10月末: 1

○働きかけ: 166件 (前月比+46件)

8月末: 57、9月末: 63、10月末: 46

※本社所在地から、地域別に整理・表示

<出典: トラックGメンによる荷主等への監視体制をさらに強化、令和5年11月7日付け国土交通省プレスリリース>

トラック運転者への聞き取り調査を実施

日時 令和5年12月21日（木）10時～12時

場所 新東名高速・岡崎SA（上り・下り）

実施者

中部運輸局 9名（貨物課3名、愛知運輸支局6名）

中日本高速道路(株)他 6名

実施概要

- トラックGメンの活動について周知
- トラック運転者34名に聞き取りを行い、一部において荷主等による違反原因行為（荷待ち等）の情報を収集



今後も、積極的に情報収集を行い、荷主等への働きかけ、要請等を展開し、トラック運転者の労働条件の改善や取引適正化に取り組む

(2) 大雪時の車両通行について(注意喚起)

■ 道路交通確保の対策方針

- 大雪時の道路交通確保に対する考え方の転換

「出来るだけ止めない」から「人命最優先に車両滞留を徹底的に回避」に転換

- 道路利用者等への事前の情報提供

大雪が予測される降雪の3日前から出控えや広域迂回を要請する情報を提供

- 高速道路と並行する国道の同時通行止め

短期間集中的な大雪による車両の滞留が予見される場合には、高速道路と並行する国道などを同時に躊躇なく通行止めを実施

■ スタックによる滞留状況

○ タイヤチェーン装着のため車道上に停車(R4.12.24)



○ 1車線を塞いで立ち往生(R6.1.24)



大雪による通行止め(緊急発表)

人命を最優先に大規模な車両滞留を 徹底回避!!

※雪道でのスタックによる大規模滞留状況

大雪が予想される場合、
高速道路や国道を
事前に通行止めに
します

事前に通行止めにします

広域的な迂回をお願いしますのでご協力をお願いします。
 大雪予想時は不要不急の外出をお控えください。

YouTube 配信中!

冬のドライブなび中部
<https://www.cbr.mlit.go.jp/road/fuyumichi.html>

道路の状況を確認したら... 道路緊急ダイヤル #9910 24時間受付 道路情報局

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和6年2月4日 19:00

資料配布: 中部地方整備局
 (同時発表: 中日本高速道路(株)名古屋支社)
 (同時発表: 中日本高速道路(株)東京支社)
 (同時発表: 中日本高速道路(株)八王子支社)

大雪の影響による通行止めの可能性について (緊急発表)

南岸低気圧の影響により、関東・甲信地方を中心に広い範囲で大雪となる恐れがあります。そのため、高速道路及び国土交通省が管理する直轄国道の一部において、2月5日(月)午後から通行止めの可能性があります。

○2月5日から6日頃にかけて、静岡県境、長野県境で大雪となる恐れがあります。この影響により、別紙1のとおり、中部地方の高速道路及び国土交通省が管理する直轄国道において、通行止めを行う可能性があります。また、関東地方において、別紙2のとおり、緊急記者発表が行われています。

○最新の気象情報及び道路情報等に注動頂くをお願いします。

○不要不急のお出かけは控えて頂き、や必ず冬用タイヤの装着やタイヤチェーン、帯トレイや毛布の携行、燃料の補充を、タイヤだけでは立往生する場合があります。お願いします。

○積雪・凍結道路ですべり止めの措置をす。

○荷主企業および運送事業者の皆さまも運送日の調整などのご協力をお願いします。

通行止めを行う可能性がある区間

令和6年2月4日 19:00時点

別紙1



○ 大雪による通行止めの可能性がある区間(高速道路)
 ○ 大雪による通行止めの可能性がある区間(直轄国道)
 ○ 大雪による通行止めの実施中区間

※関東地方整備局管内及びNEXCO東日本管内の通行止め区間は別紙2をご覧ください

通行止めの可能性区間

高速道路	直轄国道
①東名高速道路 東京IC～横浜IC	①国道1号 三島IC～清水IC
②中央自動車道 高尾IC～大月IC	②国道19号 道の駅横越(中津川市山口)～高尾IC(塩尻市塩尻IC)
③東名高速道路 静岡IC～静岡IC	③国道138号 道の駅すずしり(富士郡の山所IC)～静岡IC、山梨県境以北
④中央自動車道 大月IC～大月IC	④国道19号 内神交差点(富士宮市内神)～木崎IC(静岡IC、富士宮市神)
⑤中央自動車道 大月IC～登壇IC	⑤国道246号 宮沢IC(登壇市宮沢)～静岡IC、神奈川境以南
⑥中央自動車道 登壇IC～登壇IC	
⑦中央自動車道 開成IC～中津川IC	
⑧長野自動車道 長野IC～長野IC	
⑨中央自動車道 東京IC～東京IC	
⑩中央自動車道 東京IC～東京IC	
⑪小田原自動車道 東京IC～中津川IC	
⑫東名高速道路 東京IC～高尾IC、石巻IC	

雪みち情報収集サイト



そんな時のために
名古屋から高山方面に行きたいけど、凍結情報やライブカメラはどこで確認できるんだろう？

中部地域全体の道路規制情報、地域別道路情報、ライブカメラなどの役立つ情報は「冬のドライブなび中部」から簡単にアクセスできます！

便利な冬の道路情報ポータルサイト

冬の「ドライブなび中部」はこんなところが便利！

スマートフォン対応

ライブカメラ
道路の状況をカメラ映像でリアルタイムにチェック！

ライブカメラ
1号線圏外
名阪国道
富士山周辺
御殿場周辺
長野県東地域

お役立ち情報いろいろ！

- 道路規制情報**
お出かけ前に規制情報をチェック！
- 地域別道路情報**
中部地方の各エリアごとの最新情報をチェック！
- 積雪・凍結情報**
積雪・凍結情報をリアルタイムにチェック！
- 冬結露の備え**
雪道に備えてどんな情報をすればいいのかわかる！

<https://www.cbr.mlit.go.jp/road/fuyumichi.html>
ブックマークしておくとお便利です！

運転中の携帯電話の利用はお控え下さい(運転中に携帯電話を手で保持しての使用は法令違反です)

情報サイトへはこちらから
冬のドライブなび中部



<https://www.cbr.mlit.go.jp/road/fuyumichi.html>

○雪みち情報を各種提供、主な内容は下記

■各事務所のX「旧Twitter」へアクセス



リアルタイム情報

■ライブカメラで現地状況を確認



ライブカメラ



■道路の積雪・凍結状況を確認



積雪・凍結情報

彦谷橋 (24.60KP) 12月22日 16時 現在

一覧表示	データ表示	地点一覧へ戻る		
	実況	1時間後予測	2時間後予測	3時間後予測
積雪深	---	---	---	---
降雪量	---	---	---	---
気温	-0.2℃	-1.4℃	-1.9℃	-2.3℃
路面状況	乾燥	---	---	---

雪道の安全確保にご理解とご協力をお願いします。



中部地方整備局では、冬の円滑な道路交通を確保するために、除雪・凍結防止作業に取り組んでいます。
※大雪時には、通行規制や予防的な通行止めを行う場合があります。

大雪
予想時



不要不急の
外出は控えて!



令和4年12月19日 国道8号(豊後平原)による交通障害の発生状況

大規模な車両滞留を
発生させないために
ご協力をお願いいたします。

雪みち情報・ライブカメラ・ツイッター
外出前にチェック!

全国の雪みち情報「おしえて!雪ナビ」



冬タイヤ・チェーンはもちろん、車内にもしもの備えを!



ノーマルタイヤでの
冬道走行は 罰則対象!

反則金	大型	普通	二輪	原付
	7千円	6千円	6千円	5千円

都道府県道路交通法施行細則または道路交通規則にて
積雪または凍結した路面上での冬用タイヤの装着等いわゆる
予防措置の義務が規定されています。(沖縄県を除く)
違反行為は、反則金の適用となります。

※タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する規制時は、
冬用タイヤであっても、タイヤチェーンの装着が必要です。



2023年9月発行

積雪路・
凍結路を走るなら

ノーマル
タイヤ

NO



冬場になると、道路の積雪や凍結により、ノーマルタイヤを装着した
車両が立ち往生して、深刻な交通渋滞や通行止めを引き起こしています。

詳しい
情報は
コチラ



積雪・凍結道路ですべり止めの措置をとらない運転は

法令違反 反則金
普通車 6千円
となります。

都道府県道路交通法施行細則または道路交通規則にて積雪または凍結した路面上での冬用タイヤの装着等いわゆる予防措置の義務が規定されています。(沖縄県を除く)
違反行為は、反則金の適用となります。(大型車：7千円、普通車：6千円、二輪車：6千円、原付車：5千円)

※タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する規制時は、冬用タイヤであっても、タイヤチェーンの装着が必要です。